

周防大島町告示第69号

平成23年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成23年9月8日

周防大島町長 椎木 巧

1 期 日 平成23年9月15日

2 場 所 大島庁舎議場

開会日に応招した議員

田中隆太郎君

杉山 藤雄君

新山 玄雄君

平野 和生君

魚原 満晴君

今元 直寛君

広田 清晴君

安本 貞敏君

尾元 武君

中村 美子君

中本 博明君

魚谷 洋一君

平川 敏郎君

松井 岑雄君

久保 雅己君

布村 和男君

小田 貞利君

荒川 政義君

9月16日に応招した議員

9月28日に応招した議員

9月30日に応招した議員

応招しなかった議員

神岡 光人君

平成23年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成23年9月15日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成23年9月15日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第6 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任につき承認を求めることについて
- 日程第8 議案第2号 平成22年度周防大島町公営企業局事業欠損金の処理について
- 日程第9 認定第1号 平成22年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 平成22年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第9号 平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

- 日程第18 認定第10号 平成22年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第11号 平成22年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第20 議案第3号 平成23年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第4号 平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第5号 平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第6号 平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第7号 平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第8号 平成23年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第9号 平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第10号 平成23年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第11号 平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第29 議案第12号 周防大島町暴力団排除条例の制定について
- 日程第30 議案第13号 周防大島町福祉事務所設置条例の制定について
- 日程第31 議案第14号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について
- 日程第32 議案第15号 周防大島町税条例等の一部改正について
- 日程第33 議案第16号 周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部改正について
- 日程第34 議案第17号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
- 日程第35 議案第18号 財産の無償貸付けについて
- 日程第36 議案第19号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第37 議案第20号 平成22年度開作入川河川整備工事の請負変更契約の締結について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案説明
- 日程第5 報告第1号 専決処分の報告について(変更契約・法第180条関係)
- 日程第6 同意第1号 周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第1号 周防大島町固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任につき承認を
求めることについて
- 日程第8 議案第2号 平成22年度周防大島町公営企業局事業欠損金の処理について

- 日程第9 認定第1号 平成22年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第2号 平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第3号 平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第4号 平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第5号 平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第6号 平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第7号 平成22年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第8号 平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第9号 平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第10号 平成22年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第11号 平成22年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第20 議案第3号 平成23年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第21 議案第4号 平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第22 議案第5号 平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第23 議案第6号 平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第24 議案第7号 平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第25 議案第8号 平成23年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第26 議案第9号 平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第27 議案第10号 平成23年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第28 議案第11号 平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)
- 日程第29 議案第12号 周防大島町暴力団排除条例の制定について
- 日程第30 議案第13号 周防大島町福祉事務所設置条例の制定について
- 日程第31 議案第14号 周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について

- 日程第32 議案第15号 周防大島町税条例等の一部改正について
 日程第33 議案第16号 周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部改正について
 日程第34 議案第17号 周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について
 日程第35 議案第18号 財産の無償貸付けについて
 日程第36 議案第19号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について
 日程第37 議案第20号 平成22年度開作入川河川整備工事の請負変更契約の締結について

出席議員（18名）

| | |
|------------|------------|
| 1番 田中隆太郎君 | 2番 杉山 藤雄君 |
| 4番 新山 玄雄君 | 5番 平野 和生君 |
| 6番 魚原 満晴君 | 7番 今元 直寛君 |
| 8番 広田 清晴君 | 9番 安本 貞敏君 |
| 10番 尾元 武君 | 11番 中村 美子君 |
| 12番 中本 博明君 | 13番 魚谷 洋一君 |
| 14番 平川 敏郎君 | 15番 松井 岑雄君 |
| 17番 久保 雅己君 | 18番 布村 和男君 |
| 19番 小田 貞利君 | 20番 荒川 政義君 |

欠席議員（1名）

3番 神岡 光人君

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

| | |
|-------------|-------------|
| 事務局長 村田 雅典君 | 議事課長 中尾 豊樹君 |
| 書記 中村 和江君 | 書記 林 祐子君 |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------|--------|--------------|--------|
| 町長 | 椎木 巧君 | 代表監査委員 | 相川 實君 |
| 副町長 | 岡村 春雄君 | 教育長 | 平田 武君 |
| 公営企業管理者 | 石原 得博君 | | |
| 総務部長 | 星出 明君 | 産業建設部長 | 嶋元 則昭君 |

| | | | |
|------------------|--------|---------------|--------|
| 健康福祉部長 | 西村 利雄君 | 環境生活部長 | 松井 秀文君 |
| 久賀総合支所長 | 西本 芳隆君 | 大島総合支所長 | 北杉 憲昌君 |
| 東和総合支所長 | 木村 順一君 | 橋総合支所長 | 東原 平典君 |
| 会計管理者兼会計課長 | | | 岡本 洋治君 |
| 教育次長 | 中野 守雄君 | 公営企業局総務部長 ... | 河村 常和君 |
| 総務課長 | 奈良元正昭君 | 財政課長 | 中村 満男君 |
| 政策企画課長 | 松本 康男君 | 税務課長 | 福田 美則君 |
| 健康増進課長 | 岡野 正徳君 | 建設課長 | 佐川 浩二君 |
| 公営企業局総務課長 ... | 藤田 隆宏君 | 公営企業局財政課長 ... | 村岡 宏章君 |

午前9時30分開会

議長（荒川 政義君） おはようございます。ただいまから平成23年第3回周防大島町議会定例会を開会いたします。

神岡光人議員から医師の診断書を添えて、今期定例会を欠席する旨の通告を受けております。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の署名議員は、会議規則第120条の規定により、9番、安本貞敏議員、10番、尾元武議員を指名いたします。

・

日程第2．会期の決定

議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る9月12日開催の議会運営委員会において協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月30日までの16日間としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月30日までの16日間とすることに決しました。

・

日程第3．諸般の報告

議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年6月以降本日までに、議会に提出されております文書について御報告いたします。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査6月、7月、8月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配布いたしております。

請願・陳情・要望については、全国離島振興市町村議会議長会から山口県離島振興市町議会議長会を通じて、「離島振興法」の改正・延長を求める意見書の提出依頼がありました。この件につきましては、議会運営委員会で御審議をいただき、今期定例会の最終日において議員発議として意見書を提出する予定にしておりますので、その節はよろしくお願いをいたします。

次に、議員研修につきまして、まず議会運営委員会におかれましては議長から諮問した議員定数等に関する調査研究のため、ことし5月から議論を重ねてきていただいておりますが、6月28日、29日の両日、熊本県御船町と福岡県志免町を視察し、本町にとって、ふさわしい議員定数や議会活性化について研修もしていただきました。8月30日には答申書の提出もありませんので、今議会において、委員長から状況説明も含め概要の報告をお願いすることとしております。

議会運営委員会委員の皆さん、長い間お疲れさまでした。お礼を申し上げます。

次に、7月26、29日に、柳井広域議員研修会と山口県町議会実務研修会が開かれ、多数の議員が出席されました。県のドクターヘリの実情やこれからの自治体議会の役割など、講師の指導のもと研さんを重ねました。御出席いただいた議員各位にお礼を申し上げます。

次に、広報編集特別委員会におかれましては、残暑厳しい折、8月25日に大分県の姫島を訪問し、議長から諮問したCATVによる議会放映の方策や議会広報との連携について研修をしていただきました。特別委員会委員の皆さん、お疲れさまでした。これから作成される答申書について、どうぞよろしくお願いをいたします。

次に、9月から年末にかけての議員研修等ではありますが、今議会の会期中の9月27日に自治研修会が山口市で開催されます。常任委員長以上の方に出席をお願いしたいと考えております。

次に、岩国市周辺市町の長年の夢でありました岩国空港がいよいよ来年度に岩国錦帯橋空港として開港することになりました。

この空港は青森県三沢飛行場と同様に、アメリカ軍、自衛隊、民間が共用使用する国内では数少ない軍民共用空港です。ついては、先進地である青森県三沢飛行場の行政視察を行い、同飛行場の運用システムや年間利用動向、基地の概要、さらには日米関係のあり方や可能であれば飛行場がもたらす地域振興、活性化方策等を研修したいと計画いたしております。

3月の大震災の影響で視察が難しかったところですが、最近の情報で視察の受け入れが可能になったとのことで、例年、常任委員会の研修は各委員会それぞれ目的をもって行政視察研修を実

施していただいておりますが、今年度は3常任委員会合同の研修視察として、10月下旬の日程で研修計画を調整しております。

この件につきましては、明日の本会議において議員派遣として御議決をいただく予定でございます。

次に、町人会等への参加につきましては、7月3日に広島・周防大島町人会が開催され7名の議員の出席をいただき、ふるさと大島の近況報告や情報交換をいたしました。関係議員の皆さんにおかれましては、お疲れさまでした。

次に7月16日に、14年ぶりに岩国大島郡人会が開催され、岡村副町長と私荒川政義が出席し、交流を深めてまいりました。今後は毎年郡人会開催を計画していきたいとこのことであります。

さて、今後の各町人会への出席であります。今議会の会期中に予定されている行事もありますので、議員研修と同様にあすの本会議において、議員派遣として御議決をいただく予定でございます。

また、ことし12月までに予定されている町人会等への参加につきましては、近畿東和会、東京東和会、近畿大島会への参加は各1名、東京大島郡人会への参加は全体で6名を計画しており、今まで参加されていない方を優先してお願いしたいと思っております。この件につきましても、議員派遣として御議決をいただく予定でありますので、よろしくお願いたします。

最後に、椎木町長と私荒川は、9月4日からハワイ州カウアイ島を親善訪問いたしました。現地ではカウアイ市長初め多くの日系の皆さんやカウアイ日本文化協会関係者との友好を深め、ハワイと大島の太い絆を再確認したところであります。2年後には姉妹島縁組提携50周年を迎えることになり、さらに友好ムードが盛り上がるであろうと期待をしているところであります。

終わりに、慶弔に関しまして、元久賀町議会議員の松村定さんは、平成23年春の叙勲において旭日双光章受章の栄に浴されました。我々の大先輩であります松村様、大変おめでとうございます。

多年にわたる地方自治の進展に寄与された御功績が認められたものでありまして、御同慶に存じますとともに、私どもにとりましてこの上ない大きな誇りであり、励みとなるものでございます。

我々もいま一度気を引き締め、地域自治の進展に努力してまいりたいと存じます。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告並びに議案説明

議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。

町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） どなたもおはようございます。平成23年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り厚く御礼を申し上げます。

それでは、本日提案をいたしております議案につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、専決処分の報告1件、同意、承認各1件、公営企業局事業欠損金の処理について1件、決算の認定に関するもの11件、補正予算に関するもの9件、条例の制定及び一部改正について6件、財産の無償貸付けについて、過疎地域自立促進計画の変更について、工事の請負変更契約の締結についてそれぞれ1件で、合計33件でございます。

報告第1号は、専決処分の報告についてであります。平成22年度白木（地家室）漁港海岸離岸堤改修工事について、議会の委任による専決処分の指定の範囲内における工事請負変更契約を専決処分いたしましたので、これを御報告するものであります。

同意第1号は、周防大島町教育委員会委員の任命につき、同意を求めることについてであります。来る11月26日をもちまして、任期満了となります周防大島町教育委員会委員の任命について、議会の同意をお願いするものであります。

議案第1号は、周防大島町固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任についてであります。欠員となりました周防大島町固定資産評価審査委員会委員の補欠選任について、議会の承認をお願いするものであります。

議案第2号は、平成22年度周防大島町公営企業局企業会計欠損金の処理についてであります。平成22年度未処理欠損金を処理し、翌年度繰越欠損金をゼロとするものであります。

認定第1号から認定第11号までの11件は、平成22年度の各会計決算の認定についてであります。平成22年度の周防大島町一般会計歳入歳出決算をはじめとする、各特別会計歳入歳出決算、周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてお諮りするものであります。

監査委員の決算審査意見並びに主要な施策の成果説明書を添えて、決算書をお配りしているところではありますが、おかげさまで各会計とも順調に予算の執行をすることができました。このことは議員各位をはじめ、町民の皆様の温かい御理解と御協力の賜物であり、深く感謝をするものであります。

各会計決算の詳細内容につきましては、後ほど関係参与より御説明を申し上げます。

議案第3号は、平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）についてであります。既定の予算の総額に、11億5,933万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を148億6,724万9,000円とするものであります。

議案第4号は、平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)についてであります。既定の予算の総額に、2,747万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を34億9,331万2,000円とするものであります。

議案第5号は、平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の予算の総額に、214万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億2,060万5,000円とするものであります。

議案第6号は、平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の予算の総額に、1億329万2,000円を追加し、補正後の予算の総額を32億3,081万1,000円とするものであります。

議案第7号は、平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の予算の総額に、5,246万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を9億7,821万6,000円とするものであります。

議案第8号は、平成23年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の予算の総額に、251万1,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億7,408万3,000円とするものであります。

議案第9号は、平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の予算の総額に、346万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億1,731万7,000円とするものであります。

議案第10号は、平成23年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。既定の予算の総額に、46万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を7,716万7,000円とするものであります。

議案第11号は、平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算(第2号)についてであります。資本的収入及び支出予算で、既定の収入に1億120万円を増額し、合計を11億2,200万円とするものであります。

議案第12号及び議案第13号は、条例の制定に関するものであります。

議案第12号は、暴力団の排除を推進し、町民生活の安全と平穏の確保に寄与することを目的に、また、議案第13号は、来年4月1日に山口県内の町では最初となります周防大島町福祉事務所を設置するため、それぞれ条例を制定しようとするものであります。

議案第14号から議案第17号までは、条例の一部改正に関するものであります。

議案第14号は、「スポーツ基本法」の施行により、「体育指導委員」という名称が「スポーツ推進委員」と変更されることに伴うものと、議案第15号は、町民税からの寄附金税額控除の適用下限額の引き下げ等を行うため、議案第16号は、周防大島町福祉事務所の開設準備のため、

近日中に現在ケアプラザにあります地域包括支援センター等を橘庁舎へ移転するため、そして議案第17号は、伊保田教職員住宅の一部を町営住宅に管理替えするとともに、住戸専用面積が小さい一般住宅に若年の単身者の入居を可能にしようとするもので、それぞれ関係条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第18号は、旧田布施農業高等学校大島分校の校舎及び跡地利用について、地域振興を目指す団体等に土地及び建物の無償貸付を行おうとするものであります。

議案第19号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

議案第20号は、平成22年度開作入川河川整備工事の請負代金を増額する請負変更契約の締結についてであります。

それでは、この際、行政報告を申し上げます。

平成22年度決算の状況並びに財政健全化判断比率等についてであります。

平成22年度決算につきましては、監査委員による決算審査が去る6月27日から8月8日にかけて実施され、8月31日に決算審査による意見書をいただき、本町の財政状況は厳しい財政環境の中にあるものの、改善の方向にあり、健全性は維持されているとの御判断をいただいたところであります。

そこで、平成22年度の主要事業を申し上げますと、まずは「安心して子供を産み育てられる町」の取り組みとして、ちびっ子医療費助成や福祉医療費の一部負担軽減対策を継続するとともに、特定不妊治療費助成事業や子宮頸がんワクチンなどの予防接種事業では、自己負担の支援を実施いたしました。

また、学校施設の耐震化では、久賀小学校校舎及び久賀小学校屋内運動場の耐震補強、大島中学校屋内運動場の改築を実施し、油田小学校屋内運動場耐震補強や久賀中学校校舎の耐震改築にも着手をいたしたところであります。

次に、「働く意欲の湧き出る町」では、緊急雇用創出事業による新たな雇用機会の創出や介護分野の人材育成、鳥獣被害防止施設整備助成への拡充による農業者支援、チャレンジショップの整備や体験型修学旅行の誘致による交流人口の拡大と地域の活性化に取り組んでまいりました。

次に、「自然と環境に優しい町」では、住宅用太陽光発電システムへの補助制度を設けるとともに、引き続き合併処理浄化槽設置の補助事業や下水道の整備事業を実施し、秋地区の農業集落排水施設については、供用開始を迎えることができましたことは御承知のとおりでございます。

次に、「豊かで安心して暮らせる町」では、消防防災対策として、避難所用投光機の整備や防火水槽を設置し、また、大島病院新築移転事業については、昨年11月1日に診療を開始するとともに、さらには、病院の機能強化にも努めているところであります。

「次世代に素敵な未来を約束する町」につきましては、地上放送デジタル化による難視聴地区

の解消と情報通信環境の高度化を図るため、CATV通信網の整備に着手いたしました。また、町民が町政運営に参画する仕組みとして、ワンテーマディスカッションの開催や地域づくり活動支援事業を住民提案型に拡充するとともに、旅券の申請や受け取りを容易にするため、大島庁舎に窓口設置を行ったところであります。

このほかにも、平成21年度から平成22年度への繰越事業として、道路や橋梁の新設改良事業、河川改修事業、消防施設や設備の整備事業をはじめ、総額14億9,600万円の事業を実施し、地域要望への対応に取り組んできたところであります。

こうした中で、一般会計の実質収支は9億1,460万円と大幅な黒字となっておりますが、これは平成21年度からの繰越事業費に、入札減等の理由により約4億8,000万円の不用額が生じたことが要因ともなっており、平成22年度に限られる特異な状況であるとの認識のもとに、今後の財政運営には、引き続き厳しく取り組んでいく必要があると考えております。

また、財政分析の指数におきましても大幅な改善が見られておりますが、財政力指数につきましても依然として低い状況にあり、自主財源の乏しい本町では、さらなる行財政改革の取り組みの強化を意識していきたいと思っております。

次に、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成22年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告書を監査委員の意見書を付してお手元に配布いたしております。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は赤字額がなく、実質公債費比率は17.7%と対前年度比2.0ポイント、将来負担比率では136.3%と対前年比22.0%の大幅な改善が図られ、いずれも早期健全化基準を下回っているところであります。また企業会計における資金不足比率はすべての会計において資金不足は生じておりません。よって、財政の健全化は維持されていると判断されますが、財政状況をあらわす指標としては依然高い水準に位置しているというところであります。

参考までに申し上げますと、お手元にお配りしております「平成22年度主要な施策の成果を説明する書類」4ページにありますとおり、一般会計における人件費は対前年度比3.1%、7,586万9,000円の減額。

次に、6ページの地方債の状況では、平成22年度末現在では、21年度末と比べまして、一般会計で5億4,046万円、公営企業局企業会計を除く特別会計を合わせて8億7,540万5,000円の減額となり、毎年減少を続けております。

また1ページに戻りまして、2番の財政分析指数の(3)経常収支比率85.8%についても、前年度の92.1%から6.3%と大きく減少しており、いずれも合併及び行財政改革の効果があらわれてきているというふうに思っているところであります。

今後も引き続き、財政健全化への取り組みを続けてまいりたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、周防大島町地域情報通信基盤整備推進事業の進捗の状況と町内の地デジ化の対応状況について、御報告を申し上げます。

地上デジタル放送の難視地区対策として、ケーブルテレビの整備推進を図ってまいりました。ケーブルテレビ網の幹線については6月末に工事を終了し、「デジタル難視地区」の加入者については7月24日のアナログ停波までに引き込み工事を終了し、ケーブルテレビを視聴していただいております。また、ケーブルテレビ全体の加入状況は9月1日現在、デジタル難視地区782件、一般地区851件、インターネットの加入が367件、述べ2,000件となっております。

次に、町内の地デジ化の状況について御説明をいたします。

アナログ放送停波の7月24日を中心に、6月末から8月末までの間にデジサポが大島庁舎内に相談コーナーを開設いたしました。相談の状況は24日以前が20件、それ以降にも17件の相談がありました。戸別訪問は24日以前が8件、以降が13件となっております。このコーナーでチューナー支援によるチューナー配布が4件、貸出が2件となっております。

地デジチューナー支援実施センターが行った町内でのチューナー支援の状況について御説明いたします。

NHK受信料全額免除世帯向け支援252件、町民税非課税世帯向け支援63件となっております。7月24日以降で危機的な状況になった世帯はありませんでしたが、現在でも単発的に地デジの映りが悪くなるというような問い合わせが数件あり、デジサポが対応を進めているところでございます。

最後に、おいでませ！山口国体アーチェリー競技について御報告をいたします。

いよいよ48年ぶりの山口国体が10月1日から11日間、県内各地で実施されます。本町では10月7日から9日までの3日間、アーチェリー競技を町陸上競技場で開催いたします。選手、監督総勢280名が来町され、また関係者や応援の方々まで、大変なにぎわいがあるものと予想されます。

本町では選手の皆さんなどを温かく気持ちよくお迎えするため、花いっぱい運動や清掃活動、町職員や述べ120人のボランティアの研修などを実施してきているところであります。

8月28日には、県下一斉クリーンアップ作戦の一環として、町職員250名や婦人会、郵便局、山口銀行の御協力をいただき、総勢330名が町内の国道、県道沿線の清掃活動に汗を流しました。

なお、山口国体デモ競技として、「ハング・パラグライディング競技」を国体に先立ち9月

10日に実施いたしました。57名の選手の御参加をいただき、当日は天候にも恵まれ、事故もなく、盛会のうちに終了することができました。

ちなみに、周防大島町からの山口国体参加選手は、久賀中より水泳選手1名、周防大島高校よりアーチェリー2名、ボート1名、大島商船高等専門学校よりヨット1名、一般の方でラグビー1名の計6名となっております。地元選手の皆さんの御健闘を心よりお祈りいたします。

山口国体アーチェリー競技開催まで残りわずかとなってまいりましたが、運営、安全面、おもてなし等に万全を期してまいりたいと考えております。また、多くの町民の皆様方の温かい御声援をお願いするものであります。

以上、概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、関係参与が御説明申し上げますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。終わります。

議長（荒川 政義君） 以上で行政報告並びに議案の説明を終わります。

日程第5．報告第1号

議長（荒川 政義君） 日程第5、報告第1号専決処分の報告について、執行部の報告を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 報告第1号は専決処分の報告であります。

平成22年度白木（地家室）漁港海岸離岸堤改修工事につきましては、本年3月に大島建設株式会社と請負契約を締結し、工事を進めてまいりました。

当初、既設の消波ブロックを再利用して離岸堤のかさ上げを行う予定でしたが、現地精査により再利用可能なブロックが不足することが判明し、そのため新たなブロックの制作個数が増加しました。

これに伴い請負代金を増額することが必要となり、原契約の6,226万5,000円に169万3,650円増額した6,395万8,650円とする請負変更契約について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき指定された専決処分事項により、平成23年7月20日に専決処分を行いましたので、これを報告するものであります。

議長（荒川 政義君） 以上で執行部の報告を終了します。

日程第6．同意第1号

議長（荒川 政義君） 日程第6、同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 同意第1号周防大島町教育委員会委員の任命につき同意を求めることにつきまして、提案理由を申し上げます。

教育委員会委員の三谷俊雄氏は、平成16年11月27日に周防大島町教育委員として御就任をいただき、平成20年12月からの2年間は、教育委員長として本町の教育行政発展のため御尽力をいただいたところでありますが、来る11月26日をもちまして、その任期が満了いたします。

ここに同氏の御在任中の御労苦に対しまして感謝をいたしますとともに、その御功績に対して、深く敬意を表するものであります。つきましては、後任の委員の任命を要するのですが、私といたしましては、実直な人柄、責任感旺盛で判断力にも優れ、豊富な知識、経験等を考慮いたしまして、引き続き三谷俊雄氏が最適任と考え、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会にお諮りをする次第であります。

なお、同氏の経歴は添付の資料のとおりであります。議員各位におかれましては、三谷俊雄氏の教育委員任命につきまして、御同意を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、直ちに起立による採決を行いたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。したがって、これから起立による採決を行います。三谷俊雄氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに同意を求めることについて、これに同意することに賛成の議員は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、三谷俊雄氏を周防大島町教育委員会委員に任命することに同意することに決定しました。

日程第7．議案第1号

議長（荒川 政義君） 日程第7、議案第1号周防大島町固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任につき承認を求めることについてを議題とします。

説明を求めます。椎木町長。

町長（椎木 巧君） 周防大島町固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本案は、周防大島町固定資産評価審査委員会委員の松井安雄氏が本年7月4日に委員を辞職したことに伴い、地方税法第423条第4項の規定により、補欠委員の選任をし、同法第423条

第5項の規定により、議会の承認を求めるところでございます。

辞職された松井安雄氏は、合併前の平成8年6月から15年余りの長きにわたり、御尽力をいただきましたところであり、ここに同氏の御労苦に対し感謝いたしますとともに、その御功績に対し、深く敬意を表するものであります。

つきましては、後任の委員の選任を必要とするものでございますが、私といたしましては、大字森にお住まいの中村鈴美氏が適任であると考え、お諮りする次第でございます。

同氏の経歴は関係資料のとおりであります。温厚誠実な人柄、また豊富な経験と識見をお持ちの方であり、平成17年からは山口大島農業協同組合の森地区女性部長を歴任するなど、そのお人柄から社会的信望も厚く、適任者であると存じております。

なお、任期につきましては、平成23年8月3日から前任者の残任期間の平成25年12月15日まででございます。

選任に当たりまして、御審議の上、御承認を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。本件は人事案件でありますので、直ちに起立による採決を行いたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。したがって、これから起立による採決を行います。

議案第1号周防大島町固定資産評価審査委員会の補欠の委員の選任につき承認を求めることについて、中村鈴美氏を周防大島町固定資産評価審査委員会の補欠の委員に選任することを承認する議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、中村鈴美氏の選任について承認することに決定しました。

日程第8・議案第2号

議長（荒川 政義君） 日程第8、議案第2号平成22年度周防大島町公営企業局事業欠損金の処理について、これを議題とします。

補足説明を求めます。石原公営企業局管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第2号平成22年度周防大島町公営企業局事業欠損金の処理についての補足説明を申し上げます。

お手元の議案つづり7ページをごらんいただきたいと思います。

地方公営企業法施行令第24条の3第2項の規定により、建設改良積立金を別紙のとおり欠損

金の処理のため目的外使用するに当たり、地方公営企業法施行令第24条第5項の規定により、議会の議決を求めるものです。

平成22年度欠損金5億3,583万3,891円を利益積立金から3億840万1,516円、建設改良積立金から2億2,743万2,375円繰入し、補てんしております。

以上が平成22年度周防大島町公営企業局事業欠損金の処理についての内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

なお、この案件については所管の民生常任委員会へ付託することとなっておりますので、よろしく願いをいたします。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 付託前に1件ほど聞いておきたいというふうに思います。といいますのが、初めて、合併後公営企業局においては、今まで内部留保のうち利益積立金、これですと埋めてきたと。今度は目的外として建設改良を充てるとというのがこの方針なんです、実際的には、この建設改良だってですね、例えば、これから先の事業計画を見るとかなりの速度で建設改良そのものが、基金そのものがゼロになることが予測されると。大体予測としては八、九年ぐらい。私の予測ですよ。企業局の予測とは別ですがね。実際的にはそういう方向になるということで、いわゆる周防大島町と公営企業局との話し合いがいずれは必要になってくるというふうに考えておりますが、実際的に前広な周防大島町と公営企業局との話し合い。これに関する話し合い、これをしていかんとですね、実はよその地域みたいに、言葉で言えば悪いんですが、赤字の垂れ流しか、もしくはそういう恰好になるというふうに思います。やっぱり今までどおり、私の立場としては、その年度、いわゆる決算の時期でゼロにするというのが私はよかろうと思いますが、その点で前広な協議ということは当然考えておられるというふうに聞いてちょっとよかろうかと思いますが、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 今回5億円近い赤字ということで、利益積立が3億円、残り2億円が足りないという状況で、前々からお話させていただきました建設改良を取り崩して、その赤字補てんということで今回させていただくという議案でございますが。

今年度、22年度で発生しましたのが、大島病院の残存簿価の処理。また今後起きる他の病院での残存簿価の処理というものにつきましては、やはり、今まで建設のためということで積み立てた部分での赤字補てんというか、そうした処理をさせていただくのが妥当ではないかと考え、また、今起きておる公営企業局での毎年度の赤字幅も約1億円程度、その他を除けばですね、ということで考えております。建設改良がまだありますので、それでの処理をここ数年はさせてい

ただけるのではないかと。今、議員さんおっしゃられましたように、本庁のほうの一般会計との
いろんなやりとりについては、その後をもって、時間をかけて調整させていただくなり、お話し
合いをさせていただければと考えておりますので、御理解いただければと思っております。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） お諮りします。質疑が終了しましたので、本案件について、所管の民生
常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認め、よって、議案第2号を所管の民生常任委員会に付託す
ることに決定しました。

日程第9．認定第1号

日程第10．認定第2号

日程第11．認定第3号

日程第12．認定第4号

日程第13．認定第5号

日程第14．認定第6号

日程第15．認定第7号

日程第16．認定第8号

日程第17．認定第9号

日程第18．認定第10号

日程第19．認定第11号

議長（荒川 政義君） 日程第9、認定第1号平成22年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の
認定についてから日程第19、認定第11号平成22年度周防大島町公営企業局企業会計事業決
算の認定についてまでの11議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。岡本会計管理者。

会計管理者兼会計課長（岡本 洋治君） それでは、認定第1号平成22年度周防大島町一般会
計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号平成22年度周防大島町渡船事業特別会計歳入
歳出決算の認定についての補足説明を申し上げます。

この認定は地方自治法第233条第3項の規定に基づきまして、各会計の決算につきまして議
会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号平成22年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして、補足説明

を申し上げます。

決算書の2ページをお願いいたします。

歳入の合計額を申し上げますと、予算現額172億1,571万2,000円、調定額173億9,446万6,620円に対しまして、収入済額は167億7,297万82円でございます。調定額に対する収入率は96.4%でございます。

不納欠損の額739万3,945円につきましては、1ページの1款町税、1項町民税は69人の153万8,898円、2項固定資産税は144人の525万3,787円、3項の軽自動車税は80人の35万5,500円です。

11款分担金及び負担金、2項負担金では保育料5人分の24万5,760円の合計でございます。

続きまして、収入未済額6億1,410万2,593円のうち、事業の繰越に伴います未収入分を差し引いた残りの収入未済額1億6,810万6,593円の内訳につきましては、主に1ページの1款町税、1項町民税の現年286人、滞納繰越757人、合計1,043人で、金額では4,080万3,101円。2項固定資産税は現年454人、滞納繰越1,077人、合計1,531人で、5,610万2,451円。3項軽自動車税は現年194人、滞納繰越498人、合計692人で297万8,700円。11款分担金及び負担金、2項負担金は保育料の現年8人、滞納繰越51人、合計59人で、752万9,352円となっております。

2ページの12款使用料及び手数料、1項使用料で住宅使用料の現年92人、滞納繰越102人、実人数では143人で5,400万676円となっております。

13款国庫支出金3億7,164万1,075円、14款県支出金777万8,546円、20款町債6,690万円につきましては、事業の繰越に伴う未収でございます。

それでは4ページをお願いいたします。

歳出の予算現額172億1,571万2,000円に対しまして、支出済額は156億2,090万8,850円で、執行率は90.7%でございます。

翌年度繰越額6億8,345万7,000円につきましては、6月の定例議会におきまして御報告しております平成22年周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。内訳は、3ページの2款の総務費、4項選挙費で、県議会議員選挙経費の209万円、5款農林水産業費、1項農業費で農産物等加工施設管理運営費ほか4件の3,579万4,000円、3項水産業費で漁港施設管理経費ほか1件の1億3,081万6,000円、6款商工費、1項商工費で、中小企業従業員住宅管理経費ほか3件の4,537万7,000円、7款土木費、2項道路橋りょう費で道路橋りょう維持管理経費ほか1件の1億6,400万円、3項河川費で河川整備事業費1億1,750万、6項住宅費で公営住宅一般管理経費の980万3,000円。

4ページの8款消防費、1項消防費で、消防施設整備事業の4,004万8,000円、9款教育費、3項中学校費で、中学校管理事務局経費ほか1件で、1億1,945万8,000円、4項社会教育費で久賀図書館運営経費ほか2件の2,677万1,000円、5項保健体育費の東和地区学校給食センター管理運営経費の2,780万円でございます。

歳入歳出差引額は11億5,206万1,232円でございます。

なお、このたびの決算の特色といたしまして、不用額がございます。その総額は9億1,134万6,150円となっており、平成21年度の決算の2倍以上となっております。この要因につきましては、平成21年度の国の補正予算に伴う事業の多くが平成22年度への繰越事業となり、繰り越し後、入札減等が生じたことによるもので、主なものは農地費の5,543万5,672円、観光費の5,903万4,642円、道路橋りょう費の2,898万4,724円、小学校費の学校管理費の1億62万6,755円、中学校費の学校管理費の2億54万4,607円で、繰越事業の全体では4億7,999万8,015円の不用額となっております。また、これが実質収支額の9億1,460万円に大きく影響しているところでございます。

以上で一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、45ページから一般会計歳入歳出決算事項別明細書の御参照をお願いいたします。

なお、以後の各会計の事項別明細につきましても説明は割愛させていただきますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、認定第2号平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入の予算現額35億2,367万5,000円、調定額35億9,216万5,856円に対しまして、収入済額は34億7,653万8,170円。調定額に対する収納率は96.8%でございます。

不納欠損額は国民健康保険税の131人で、465万9,900円となっております。また収入未済額は国民健康保険税の現年339人、滞納繰越分1,029人、合計で1,368人、1億1,096万7,786円でございます。

9ページをお願いいたします。

歳出の予算現額35億2,367万5,000円に対しまして、支出済額は34億7,653万8,170円で、執行率は98.7%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は4,713万6,830円となっております。

また、歳入歳出差引残高は0円の決算でございます。

なお、被保険者の状況でございますが、平成22年度末の世帯数は4,290世帯、被保険者数は6,955人で、加入率は35.7%でございます。また、1人当たりの医療費は40万135円となっております。

続きまして、認定第3号平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入の予算現額4億2,341万3,000円、調定額4億2,135万2,143円に対しまして、収入未済額は4億2,106万1,115円で、調定額に対する収入率は99.9%でございます。

不納欠損額は、後期高齢者医療保険料の1人で17万3,412円となっております。また、収入未済額は後期高齢者医療保険料の現年分2人、滞納繰越分2人、合計4人で11万7,616円でございます。

14ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4億2,341万3,000円に対しまして、支出済額は4億1,891万4,969円で、執行率は98.9%となっております。

翌年度繰越額は0円で、不用額は449万8,031円となっております。

歳入歳出差引残高は、214万6,146円でございます。

なお、平成22年度末における75歳以上の被保険者数は、5,724人でございます。また、1人当たりの医療費は92万7,340円となっております。

続きまして、認定第4号平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

歳入の予算現額718万円、調定額114万1,192円に対しまして、収入済額は114万1,192円で、収入率は100%となっております。

不納欠損額、収入未済額ともに0円でございます。

18ページをお願いいたします。

歳出の予算現額718万円に対しまして、支出済額は114万1,192円で、執行率は15.9%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は603万8,808円となっております。

歳入歳出差引残高は0円でございます。

なお、当特別会計は平成23年3月末をもって廃止となっております。

議長（荒川 政義君） 岡本管理者、休憩に入ります。暫時休憩をします。

午前10時29分休憩

午前10時47分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡本会計管理者。

会計管理者兼会計課長（岡本 洋治君） 補足説明に入ります前に訂正を申し上げます。先ほど、決算書の一般会計4ページの8款消防費、1項消防施設整備費の金額につきまして、4,004万8,000円と申し上げましたが、404万8,000円の間違いでございました。訂正申し上げます。

それでは引き続きまして、補足説明に移らせていただきます。

認定第5号平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

21ページをお願いいたします。

歳入の予算現額33億6,879万6,000円、調定額33億8,297万5,891円に対しまして、収入済額は33億7,847万6,811円で、収入率は99.9%となっております。

不納欠損額の79万6,960円は、介護保険料の28人分でございます。収入未済額は介護保険料の現年58人、滞納繰越22人、合計80人の370万2,120円でございます。

22ページをお願いいたします。

歳出の予算現額33億6,879万6,000円に対しまして、支出済額は32億7,533万3,762円で、執行率は97.2%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は9,346万2,238円となっております。

歳入歳出差引残額は1億314万3,049円でございます。

なお、22年度末の第1号被保険者数は9,226人で、人口に占める割合は47.4%でございます。また認定者数は、2,085人となっております。

続きまして、認定第6号平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入の予算現額10億3,122万9,000円、調定額10億8,270万2,208円に対しまして、収入済額は10億2,215万3,508円で、収納率は94.4%でございます。

不納欠損額は0円で、収入未済額は、2款使用料及び手数料、1項使用料で給水使用料の現年321人、滞納繰越510人で、6,054万8,700円でございます。

26ページをお願いいたします。

歳出の予算現額 10 億 3,122 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 9 億 6,970 万 4,508 円で、執行率は 94.0%でございます。

翌年度繰越額は 5,244 万 9,000 円で、不用額は 907 万 5,492 円となっております。
歳入歳出差引残額は 5,244 万 9,000 円の決算でございます。

なお、給水人口は 1 万 7,180 人、普及率は 87.9%となっております。

続きまして、認定第 7 号平成 22 年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

29 ページをお願いいたします。

歳入の予算現額 4 億 8,389 万 9,000 円、調定額 4 億 8,226 万 2,181 円に対しまして、収入済額は 4 億 7,371 万 7,277 円で、収入率は 98.2%でございます。

不納欠損額は 299 万 4,435 円で、分担金の滞納繰越分 67 人、261 万 1,400 円、使用料の滞納繰越分 14 人、38 万 3,035 円となっております。

収入未済額 555 万 469 円の内訳につきましては、1 款分担金及び負担金、1 項分担金では受益者分担金の現年 38 人、滞納繰越 156 人で 208 万円。

2 款使用料及び手数料、1 項使用料で現年 39 人、滞納繰越 49 人で 347 万 469 円でございます。

30 ページをお願いいたします。

歳出の予算現額 4 億 8,389 万 9,000 円に対しまして、支出済額は 4 億 6,923 万 9,277 円で執行率が 97.0%でございます。

翌年度繰越額は 447 万 8,000 円で、不用額は 1,018 万 1,723 円となっております。
歳入歳出差引残額は 447 万 8,000 円の決算となっております。

平成 22 年度末の町全体の下水道集合処理の普及率は、38.0%となっております。

続きまして、認定第 8 号平成 22 年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

33 ページをお願いいたします。

歳入の予算現額 2 億 9,873 万 7,000 円、調定額 2 億 9,681 万 5,599 円に対しまして、収入済額は 2 億 9,380 万 9,609 円で、収入率は 99.0%でございます。

不納欠損額は 73 万 8,800 円で、分担金の滞納繰越で 22 人分です。

収入未済額は 226 万 7,190 円でございます。内訳につきましては、1 款分担金及び負担金では分担金の現年 12 人、滞納繰越 83 人で 174 万 640 円、2 款使用料及び手数料、1 項使用料で農業集落排水使用料の現年 13 人、滞納繰越 12 人で 52 万 6,550 円でございます。

34ページをお願いいたします。

歳出の予算現額2億9,873万7,000円に対しまして、支出済額は2億9,291万6,609円で、執行率は98.1%でございます。

翌年度繰越額は89万3,000円で、不用額は492万7,391円となっております。

歳入歳出差引残額は89万3,000円の決算でございます。

続きまして、認定第9号平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

37ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3,408万1,000円、調定額3,240万8,042円に対しまして、収入済額は3,216万6,030円でございます。収入率は99.3%となっております。

不納欠損額は0円で、収入未済額は、2款使用料及び手数料、1項使用料で現年4人、滞納繰越3人で24万2,012円でございます。

38ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3,408万1,000円に対しまして、支出済額は3,216万6,030円で、執行率は94.4%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は191万4,970円となっております。

歳入歳出差引残額は、繰入金で財源調整を行っておりますので、0円でございます。

続きまして、認定第10号平成22年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

歳入の予算現額7,143万9,000円、調定額6,853万4,016円に対しまして、収入済額は6,853万4,016円で、収入率は100%でございます。

不納欠損額、収入未済額ともに0円となっております。

42ページをお願いいたします。

歳出の予算現額7,143万9,000円に対しまして、支出済額は6,853万4,016円で、執行率は95.9%でございます。

翌年度繰越額は0円で、不用額は290万4,984円となっております。

歳入歳出差引残額は0円でございます。

続きまして、実質収支に関する調書の説明を申し上げます。単位は1,000円で記入しております。

349ページをお願いいたします。

一般会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額167億7,297万円、歳出総額156億2,090万9,000円、歳入歳出差引額は11億5,206万1,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源2億3,746万1,000円を差し引きました実質収支額は、9億1,460万円で決算をいたしております。

350ページは、国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額34億7,653万8,000円で、歳出総額34億7,653万8,000円、歳入歳出差引額は0円で、実質収支額も同額でございます。

351ページは、後期高齢者医療事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億2,106万1,000円、歳出総額4億1,891万5,000円、歳入歳出差引額は214万6,000円で、実質収支額も同額でございます。

352ページは、老人保健事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額114万1,000円、歳出総額114万1,000円、歳入歳出差引額は0円で、実質収支額も同様でございます。

353ページは、介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額33億7,847万7,000円、歳出総額32億7,533万4,000円、歳入歳出差引額は1億314万3,000円で、実質収支額も同額でございます。

354ページは、簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額10億2,215万4,000円、歳出総額9億6,970万5,000円、歳入歳出差引額は5,244万9,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源5,244万9,000円を差し引きました実質収支額は0円の決算でございます。

355ページは、下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億7,371万7,000円、歳出総額4億6,923万9,000円、歳入歳出差引額は447万8,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源447万8,000円を差し引いた実質収支額は0円の決算でございます。

356ページは、農業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額2億9,381万円、歳出総額2億9,291万7,000円で、歳入歳出差引額は89万3,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源89万3,000円を差し引いた実質収支額は0円となっております。

357ページは、漁業集落排出事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の3,216万6,000円で、収支均衡の決算でございます。

358ページは、渡船事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の6,853万4,000円で、収支均衡の決算でございます。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきましては、今年度移動のあった部分のみ説明させていただきます。

359ページをお願いいたします。

1 公有財産、(1) 土地及び建物のうち、土地につきましては主に小中学校の合併に伴い、日良居中学校のグラウンド、油田中学校のグラウンド等で1万8,505平方メートルを行政財産から普通財産への所管がえを行いました。

それから浮島地区の土地改良の寄附行為により、また、西ヶ原住宅の登記が完了したことにより、6,154.36平方メートル増加し、差し引き6,292.6平方メートルの増となっております。

建物につきましては、チャレンジ・ショップの514.82平方メートルの増。旧東和中学校の解体3,893平方メートル及び油田中学校、屋代小学校の校舎の普通財産への所管がえにより、木造、非木造を合わせて3,668.1平方メートルの減となっております。

360ページをお願いいたします。

(2) 山林につきましては、移動はございません。(3) 動産につきましては浮島航路の旧1隻を売却したため、差し引き1隻の減でございます。また浮棧橋を2台廃止しております。

(4) 物件につきましては、移動はございません。(5) 有価証券につきましては、新たに岩国空港ビル株式会社へ400万円、株式会社アイ・キャンへの500万円の出資を行い、900万円の増となっております。

361ページをお願いいたします。

(6) 出資による権利では、柳井地域広域水道企業団へ4,047万4,000円出資しております。年度末現在高は、48億6,317万3,305円となっております。

362ページの山口県東部森林組合出資金の7,000円の増は、配当金の積立でございます。

363ページをお願いいたします。

2の物品につきましては、自動車類が差し引き2台の増、備品では、364ページ、365ページの消防ポンプ、防災倉庫及びチップシュレッダーの増でございます。また、コピー機を2台廃止しております。

368ページをお願いいたします。

3基金でございます。(1) 財政調整基金は3億4,694万4,000円の増で、年度末現在高は20億58万円でございます。

(2) 減債基金は、積み立て取り崩しの差し引き額1億9,882万5,000円の増で、年度末現在高は3億5,255万9,000円でございます。

(3) 県収入証紙購入基金は、変更はございません。

(4) 奨学資金貸付基金の20万2,000円の増は、寄附金及び利息でございます。

(5) 福祉振興基金の 2 3 万 9 , 0 0 0 円の増は、利息でございます。

3 6 9 ページの (6) 国民健康保険基金は、利息の積み立てと取り崩しの差し引き額で 1 億 2 , 9 8 8 万 7 , 0 0 0 円の減となっております。

(7) 介護給付費準備基金は、積み立てと取り崩しの差し引き額 6 , 1 8 8 万 3 , 0 0 0 円の減で、年度末現在高は 8 6 6 万 5 , 0 0 0 円となっております。

(8) ふるさと創生基金は、積立金 1 億 8 4 2 万 4 , 0 0 0 円の増で、年度末現在高は 4 億 1 , 5 3 1 万 5 , 0 0 0 円でございます。

(9) 土地開発基金につきましては、土地面積で 3 , 4 7 5 . 2 9 平方メートル。現金で 4 , 2 9 2 万 4 , 0 0 0 円のそれぞれ増となり、年度末現在高は 1 億 7 , 0 5 6 万 5 , 0 0 0 円となっております。

3 7 0 ページの (1 0) 中山間ふるさと水と土保全基金は変更ございません。

(1 1) ちびっ子医療費助成事業基金は、取り崩しにより、1 , 4 0 0 万 1 , 0 0 0 円の減で、年度末現在高は 4 , 6 3 0 万 3 , 0 0 0 円でございます。

(1 2) 観光振興事業助成基金は、取り崩し額 1 , 0 6 7 万 1 , 0 0 0 円の減で、年度末高は 5 , 2 2 1 万 2 , 0 0 0 円でございます。

(1 3) 介護従事者処遇改善臨時特例基金は、取り崩しにより 6 0 6 万 7 , 0 0 0 円の減で、年度末現在高は 5 4 2 万 2 , 0 0 0 円でございます。

(1 4) 福祉医療費一部負担金助成事業基金は、取り崩し額 1 , 3 6 7 万 3 , 0 0 0 円の減で、年度末現在高は 4 , 2 3 0 万 4 , 0 0 0 円でございます。

3 7 1 ページの (1 5) ふるさと応援基金は、新たに 5 6 9 万 2 , 0 0 0 円を積み立て、1 0 0 万円の取り崩しを行っております。年度末現在高は 4 6 9 万 2 , 0 0 0 円でございます。

(1 6) 外国語活動推進事業基金につきましても、新たに 4 , 7 8 6 万 3 , 0 0 0 円を積み立てしております。

また、(1 7) C A T V 加入促進事業基金として、新たに 6 , 0 0 0 万円の積み立てを行っております。

以上で、認定第 1 号平成 2 2 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定から認定第 1 0 号平成 2 2 年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましての補足説明を終わります。

なお、決算付属書類、監査委員の審査意見書及び主要な成果を説明する書類を添付しておりますので、御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

議長 (荒川 政義君) 続いて、石原企業管理者、補足説明を求めます。

公営企業管理者 (石原 得博君) 認定第 1 1 号平成 2 2 年度周防大島町公営企業局事業決算の

認定について、補足説明を申し上げます。

お手元の平成22年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算書類をお願いいたします。

1ページ目の決算報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計40億9,980万4,707円に對しまして、2ページの支出合計は45億7,049万4,900円の決算となりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計31億7,425万9,000円に對しまして、4ページの支出合計は31億4,890万6,271円の決算となりました。

次に、財務諸表につきまして、御説明申し上げます。

まず、7ページの損益計算書について御説明申し上げます。

これは平成22年度の経営状況をあらわすものでございますが、医業収支では、10億4,745万2,600円の医業損失となり、医業外収支では5億1,161万8,709円の医業外利益となり、当年度純利益は5億3,583万3,891円の赤字となりました。

次に、9ページの剰余金計算書であります。利益剰余金の部では、21年度の欠損金、これが昨年の赤字ですが、8,811万5,144円を利益積立金を取り崩して処理し、利益積立金の残高が3億840万1,516円となっております。

10ページの資本剰余金の部では、国・県の補助金の当年度発生高に大島病院の建物及び医療機器整備に対する国庫補助金8,731万2,000円を計上し、当年度処分額に旧大島病院の資産に対する補助金6,128万2,712円計上し、残高が10億1,411万3,276円となっております。

次に、12ページの欠損金処理計算書につきましては、先ほどの議案第2号の補足説明で申し上げましたが、平成22年度欠損金を利益積立金及び建設改良積立金から繰り入れし、補てんしております。

次に、14ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは平成23年度3月31日時点の財政状態をあらわしており、15ページの資産合計は195億3,557万7,107円、負債合計は13億7,746万8,885円。

16ページの資本合計は181億5,810万8,222円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、付属資料といたしまして18ページ以降に、事業報告書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書を添付しております。

平成22年度決算は新大島病院完成に伴う資産減耗費や初度設備費等の発生があり、昨年度と比べ約4億5,000万円悪化しております。これは一時的な支出であり、それを除くと平成21年度と比較して、わずかではあります改善しております。

3 病院を堅持し、地域医療を守るためにも経営改善に全力を上げ、信頼される病院づくりに職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

以上で、認定第 1 1 号平成 2 2 年度周防大島町公営企業局事業決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は地方公営企業法第 3 0 条第 4 項の規定に基づきまして、監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議の上、認定を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いでございますが、認定案件については、後ほど所管委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思います。

認定第 1 号平成 2 2 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入ります。一般会計歳入歳出につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

まず、歳入について、質疑を行います。

なお、財産に関する質疑もここでお願いをいたします。質疑はございませんか。広田議員。
議員（8 番 広田 清晴君） 毎年聞いておるんですが、まず交付税の基礎になる数字について質疑をします。といいますのが、基準財政需要額と収入額があります。そういう中で、それぞれの数字の報告を求めたいというふうに思います。

それと、交付税の件でもう 1 件聞いておきたいのは、需要額のほうが基本的には年々減ってくる部分が大きかろうというふうに思います。需要額ね。その点では町民の減、それと議員の減、そして職員の減等で影響が出てくるだろうというふうに予測ですが、思いますが、その点で基本的な考え方わかったら聞いておきたいというふうに思います。

それと 2 点目が歳入で、先ほど会計管理者のほうの説明しました。それで不納欠損について、いわゆる件数等説明がありました。それで件数等は報告あったんですが、いわゆる性質的な部分が全く報告ありません。例えば、いわゆる死亡による不納欠損なのか、いわゆる転居による部分か。例えば、法人であれば、いわゆる廃業。そういう性格的ものがあるかというふうに思いますので、不納欠損部分については性格的な報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 地方交付税の基準財政需要額についてお答えします。

基準財政需要額は 9 3 億 9 , 5 2 7 万 9 , 0 0 0 円です。基準財政収入額は 1 4 億 2 , 7 8 7 万

9,000円です。

今後の見通しとしては、22年国調の数字が23年度の交付税にはね返ってまいりますので、それは徐々に少なくなると見ております。

議長（荒川 政義君） 福田税務課長。

税務課長（福田 美則君） 今、広田議員さんから御質問のありました不納欠損の性格的な部分ということでございますけども、決算書事項別明細書の45ページのほうに、不納欠損の個々の内容等が載っております。特に中段にあります固定資産税の現年分の不納欠損というのがございますが、これにつきましては会社の倒産により、さらには競売等により資産をすべて売却して、もう何もないという状況になっておりますので、不納欠損というふうにしております。その他の滞納繰越分につきましては、5年経過の部分と、あと滞納処分による3年経過のということでの処分という形になっております。5年経過の中には死亡なり、会社の倒産等も含まれております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう1点は、実際的な決算上のことで、交付税についてであります。交付税に含まれる部分。いわゆる公債費に当たる部分ですね。公債費に補てんされる部分で、交付税部分が幾ら入っているかというのも毎回聞いております。大体、実際的にはどうなのかというのを、答弁を求めておきたいというふうに思います。もう1点はいわゆる国保等、本来なら、かつては補助金で出ていたものが、いわゆる交付税化、一般財源化ということで交付税に含まれるという部分があります。これについても、いつも実際的には大きい部分ということで質疑をしておりますので、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 交付税に含まれる起債償還充当分ですが、15億4,500万円余りとなっております。国保財政に対する対策としては1億5,700万円余りが参入されております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

次に、歳出について質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 歳出について質疑をします。

先ほど、補足説明でいわゆる21年度から22年度への繰り越しによる特徴として、今回9億円台になったというのが補足説明でありました。これが大きな特徴だということで。それにしても、実際的にはその部分を除いたとしても、6億円余りの、6億円になりやせんですかね。翌年

度繰越金が発生しとるんじゃないかというふうに思います。その点で気にかかるのが、諸支出金の中で、いわゆる他会計繰出金。実際的に見てもろうたらわかると思うんですが、1億1,095万620円がいわゆる不用額として計上されております。実際的に不用額として。見てもろうたらわかります。1億円。太いですよ。それで実際的に、それぞれの会計ごとの報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 諸支出金の内訳ですけれども、国保会計に 残高でよろしいんですね。不用額ですね。（「不用額」と呼ぶ者あり）済みません。

国保会計への支出金の不用額は5,515万5,877円。それから後期高齢者医療事業特別会計が47万8,204円、老人保健事業が50万円、介護保険事業特別会計が1,642万6,891円、簡易水道事業が1,979万6,030円、下水道事業が912万296円、農排事業が683万9,700円、漁業集落排水事業が224万7,490円、渡船事業が38万6,132円でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 実際的に大綱的質疑ということで議長からありましたので、個別についてはできるだけ省こうというふうに努力しておりますが。

実際的に、例えば、商工会及び観光協会等に町からいわゆる補助金として支出します。そういう恰好の中で、既に商工会も観光協会も実際的な報告書は上がっておると思いますので、例えば、それぞれ補助金を支出しましたと。それで、どういう方向で使用されましたということが既に届いているというふうに思いますので、その報告を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それでは御質問のありました、まず商工会のほうからお答えいたします。

商工会補助金につきましては、1,175万円の補助金を支出しております。目的が商工事業の振興や事業者への経営指導を行う商工会への支援または継続が必要とあるためということで、決算の金額からいきましたら、経営改善普及事業費というのがあります。この決算書の中では決算額が6,276万6,371円となっております。

それと、一般事業費の中での商工振興の中で509万2,364円、その部分の中に当たっております。

続きまして、周防大島町観光協会への補助金でございますが、1,972万5,000円でございます。この部分といたしましては、従来から観光協会へは団体補助金という形で行っておりまして、20年から観光協会の法人化へ向けて補助金を支出しておりますが、従来分が380万円、

そして組織強化の事業運営費として600万円、業務委託人件費が307万円。

事業の内容といたしましては、観光協会が行います事業の中では、周防大島町の観光事業というのに当たりますのが決算で、1,039万9,000円です。そして管理費の支出が2,341万6,000円。そして全体的に昨年度につきましては、当期の決算としては285万9,119円のマイナスというのを結果ではいただいております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第2号平成22年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 先ほど、他会計繰出金のときに質疑を行いました。実際的に決算動向を受けて、今年度引き上げということになりました。実際的な議論をするときに、既にいわゆる5,000万円余りの動向はつかんでおったのではないかというふうに、いわゆる6月ですからね、つかんでおったのではないかというふうに思われます。この点で、特に私はずっと議論してきた中で、一たんいわゆる脆弱な会計の中で、基金を取り崩すと大変な状況が起こるんだということで議論しましたし、周防大島町の体力として、実際的にはいわゆる値上げをしなくても済むということで6月に議論しました。中で、この決算を見ますと、その時期の状況を実は既に執行部当局はつかんでおったのではないかというふうに思われます。6月ですからね。そのために6月にきちとしようということであったわけですから。その点での答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今回、値上げちゅう言葉は余り適切でないのではないかとと思うんですが、国保税の税率の条例改正を行いました。これは23年度の会計に反映するものでございまして、今、御質問は22年度の国保会計に、そこが、予測がついておったのではないかということだと思いますが。

それは6月の議会時点でございますので、当然22年度の決算につきましては、ある程度の把握はできておったと思っております。しかしながら、これを会計決算上ゼロにするということで、当然、任意的な繰入が発生しておるとということにはなっておるんですが、その22年度の方と今御質問いただきました23年度の約5,000万円になりました税率改正でのプラス部分との整合性についての御質問だろうと思うんですが、そういうことができるのであれば、一般会計からの繰り入れで条例改正をしなくても済んだのではないかという御質問の趣旨だろうと思

ますが。

今、確かに、一般会計から繰り入れをすれば済んだという議論も当然あると思います。しかしながら、今現在、ずっと毎月のように広報で皆さん方にお知らせをしておりますし、私も事あるごとに被保険者の皆様方をお願いをしておりますが、今現在23年度の事業執行しております中で、非常に大きなマイナスが出ております。要するに、条例改正を行い、税率改正を行った後に、もう既に調定を起こしておりますが、5,000万円のプラスにはなりましたが、しかしながら、今の推計で行きますと、既にもう1億円以上のマイナスが予測される。23年の決算見込みですが、このような状況が進んでおります。そのようなことからいたしますと、特別会計の国民健康保険事業特別会計を健全な状態に維持していくことにしましたら、当然、5,000万円ではまだまだ不足しておるという状況でございます。町の一般会計に、たまたま今年は大きな実質収支が出ておりますが、これで、これがあるからといって、国保への繰り入れをもって税率の改正を抑えようということはいかがかと思っております。むしろ、まだ、平成24年度に向けても税の4本体系から3本体系に直そうというようなことも議論いたしておりますが、いずれにいたしましても、これらをずっと推計しまして、最終的に、常に健全な国保財政が維持されるというのが理想的なことだろうと思えます。

今回、22年から特別に大きなマイナス要因が出てまいりましたが、それと、それまでの21年度までの比較検討、またはそのなぜ22年から大幅な赤字が発生することになったのかということにつきましても、いろいろ検証いたしております。これは特別調整交付金の算定の仕方が変わってきたということも大きな要因の一つでございますし、また、医療費の増高も大きな要因でございます。国保財政は公費とそして一部負担金とで賄うことになっておりますので、支出が出れば、医療費が増高すれば、当然、それに見合うものが必要になってまいります。その部分につきまして、その一部の負担であります国保税または一部負担金という部分のものを改正で健全に収支を合すというのは、当然、必要になってくることだと思っておりますので、当面の措置として、一般会計からの繰り入れで賄っておりますが、任意の繰り入れではなくて、健全な状態に戻すというのが一般の形ではないかと思っております。だから、合併してこれまで、21年までは健全な状況を保ったわけでございますから、ぜひとも、その形に早く戻すような方策を準備しなければならないというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 答弁の中で疑問点が、発言があったので、若干、質疑の中ですがやっておきたいというふうに思います。

今、椎木町長の答弁の中で、21年までが健全で、それ以降の一般会計からの任意の繰り出しは異常なんだということで、今、答弁がありましたので、それはちょっといかがなものかという

立場で述べちゃかんやいけんというふうに思います。といいますのが、ずっと議論しとるよう
に、国保会計の特出という部分は当然あると。町長も財政、財政と言いますか、長い間行政経験
があるんで、旧町時代も国保会計の特質についてはかなり議論しておるはずで。旧橋町時代も
です。その中で、今みたいな答弁については、とても、今の任意の繰り入れをすることが異常
なんだというとならえ方は、ぜひとも予算立てのときに十分考えていただきたいというふうに思
います。でないと、いわゆる任意の繰り入れが異常だとしたらですね、もう後世にずっと皆さ
ん方から言うと、一部改定と言いますか、料金改定、そういう恰好になりますが、実際的には、
そういう重い負担が発生して、逆に払えない、累積がたまるという悪循環になることも客観的事
実なんで、それはもうとらえちゃっていただきたいというふうに思います。

それともう一つは、やっぱり、3月末のいわゆる、この22年度の……。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） はい。

議長（荒川 政義君） 質疑じゃない、それは。

議員（8番 広田 清晴君） 22年度の補正で、質疑と言いますか、討論の中で言ったように、
実際的には国保会計のいわゆる、あのとき繰り入れ1点で賛成するということを言うたんで、そ
のときのこと、ぜひとも議論を思い出していただきたいということを述べまして、質疑を終わ
ります。

議長（荒川 政義君） 広田議員に申し述べますが、質疑と討論をはき違えんように、よろしく
お願いします。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第3号平成22年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第4号平成22年度周防大島町老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑
はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第5号平成22年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑
はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第6号平成22年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第7号平成22年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第8号平成22年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第9号平成22年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第10号平成22年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

認定第11号平成22年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 先ほどの部分は所管委員会で議論ということであり、基本にかかわる部分について質疑をしておきたいというふうに思います。と言いますが、今年度、年度途中に大島病院等の建てかえが一つ大きな特徴です。年度途中の建てかえ。それで、療養病床と急性期病床ということで、これが会計の特徴。しかし、実際的には、それぞれ職員数をふやしております。大体医師で一応長・部長が2名、それと看護師が全体で2名ということで、全体としてはふやしておるんですが、実際的に期待されるほど、例えば、療養病床の稼働率を高めたり、それでふさわしい手術体制を整えているか。そういう場合に、実際的には、収益的収入を上げるためにはやっぱり一定の看護基準なりのための看護師の増、医師の増、これが欠かせないんじゃない

ないかというふうに思います。実際に稼働率がふえても、今の状況の看護師では無理なのかどうなのか含めて、いわゆる胴体と収益的収支の関係で、答弁を求めておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 藤田公営企業局総務課長。

公営企業局総務課長（藤田 隆宏君） 広田議員さんの、職員数と収益ということですが。まず収益につきましては後ほど答弁すると思いますが、職員に関しましては、確かに大島病院ができて、一般病床99床から一般病床39床と療養病床60床というすみ分けになりましたけれど、御存じのように、基準看護としましては、一般病床が15対1、13対1というレベルに対しまして、療養病床は6対1、そのかわり、看護助手、いわゆる免許を持っていない方の比率がたこうございます。現実的に看護師につきましては、今年度16名看護学校から入りましたけれど、看護助手といったような職種につきましては毎度広報等でお願いして募集はかけておりますけれど、現状的にはまだ看護助手といった現業の方の採用がままなっていない状況でございますので、療養病床としては、まだ全部入れられない状況。11月から一応外部委託という形で看護助手を採用して委託をして、療養病床の満床につなげていきたいというふうに思っております。医師につきましては、東和病院で自治医科大学の神原先生が着任されておりますし、大島病院につきましては、西田外科医長が去年の7月に着任されております。

看護師につきましては、個々の職員数によって若い看護師さんが多くいますので、育休または結婚退職等の補充プラスアルファというふうに考えていただければと思います。

職員につきましては以上でございます。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 先ほどの職員の増加に伴います収入に関するものになりますが、実際、病院の診療収入につきましては、22年度につきましては、21年度と比較しまして、東和病院で入院の収入は2,260万円増加しております。外来で327万円増加しております。橋病院につきましては、診療単価、入院につきましては、13対1から15対1になってしまいましたので、人数はさほど変わらないんですが、1,200万円の減額となっております。外来につきましては、患者数の増加によりまして、170万円の増加となっております。大島病院は患者数の増加によりまして、入院のほうで800万円の増収。外来につきましても、患者数の増加によりまして、2,700万円程度の増収となっております。合計で入院で2,867万円の増加。外来で2,917万円の増加という形にはなっておりますが、総トータルで言いますと、管理者が補足説明で申し上げましたように、大島病院の移転新築という大きな事業がございましたので、単年の経費の増大部分等が全体でカバーできなかったという状況でございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） あと、もう1点ほど質疑をしちよきます。

1年間見てきてから、実際的にあらわれる貸借対照表等を見ていただきたいんですが、1年間見てきた中で大きく変わったのが、いわゆる国県補助金、貸借対照表の欄の17ページですが、町出資金と国県補助金。これは1年間はずっとくっつけてきて、それで今回切り離したという考え方。単純な考え方なのか、どうなのか。別計上したほうが議員からしたらわかりやすいわけです。その辺について聞いちょきたいというふうに思います。

それと、いつも聞くんですが、私たち議員がいつも言うのは、やっぱり、企業内部で話す内容については、議員の皆さん方にはきちっと言うちょっとのほうがええんじゃないんか。その数値がいつも隠れると言ったらおかしいんですが、表に出ない。最後のときにぼんと出るというやり方で繰り返しております。それで、それはなぜかと言うと、村岡課長が答弁でよく言うのが、いわゆる赤字。赤字予算は組めないんだということですが、昨年も要望したと思いますが、ある程度はきちっと議員が見てわかる資料。その12月、3月に出てきますよね、いわゆる貸借対照表が。それがやっぱり実質に近い方向で取り上げることが不可能かどうなんかにについて、再度質疑をしちよきたいというふうに思います。言う意味わかりますかね。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 最初の質問の町出資金と国県補助金についてですが、こちらのつづりの17ページ、早見表の中で言いますと、町出資金の9億4,154万5,000円につきましては、合併特例債部分を町出資金として計上しております。国県補助金につきましては、いろんな国庫補助金、県費補助金についての計上を分けて、こちらのほうに上げております。

それと、もう一つの実情に合った貸借なり、予定ということになりますと、議会のほうに提出するのは、あくまで予算という形で提出いたしますので、議会を離れたと言ったらおかしいですが、議会で審議していただく数字と実際の実情をとということになると、言われたとおり、赤字予算を組まない関係で収入が膨らんでおります。その上で、違う場なり、全員協議会なりとか、そういう議会で提出というのは難しいかと思いますが、違う形での報告ができるのであれば、検討したいと思います。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今、課長が答弁された内容については、私のほうも町出資金といったら大島病院建てかえの特例債じゃというのはわかっております。先ほど言ったのは、それまでずっと議論して、貸借対照表を見てきてからね、今までは振り分けておらず、今回振り分けた理由が何かあるのかなちゅうことが質問の趣旨なんです。私の記憶違いだったらいけませんが、今までは国県補助金と町出資金を一緒に含んで、例えば、これで言うと、18億円ぐらいが計上

されちよったんじゃないかと思うんで、それは私の記憶違いなんか、どうなんかを含めて、答弁を求めておきたいというふうに思います。これは組み立ての問題です。

それともう1点、できる方向があれば報告するということであります。といいますのは、私たち議員ですから全体を見ます。病院関係も全体を見ますが、例えば、皆さん方が叱咤する場合には、見通しを内部で議論するときには議会に言うちよる数字と違う数字を結果的には言うようになりますので、議員というのは、やっぱり、その一つ一つの数字をどれだけ明確につかまえておられるかというのがあって、ぜひ、その点をお願いしときたいというのが質問の趣旨なんです。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） 今回貸借上で分けたのかという質問になりますが、今回は決算でありますので確定の金額を上げております。途中で提出するものにつきましては、予算の関係で単位1,000円という形で出しておりますので、早見表の中には、確かにこういう形で出てきておりますが、早見表の中ではっきりわかるので、決算上は提出しているという形で、あくまでも内容は変わっておりません。

議長（荒川 政義君） 河村企業局総務部長。

公営企業局総務部長（河村 常和君） 経営状況についての資料ということでございますが、今、毎月監査委員のほうで月例監査というのをさせていただいております、その監査が大体前月分を翌月の25日ごろに監査を受けております。そして、その資料をもってして、翌月の大体第2週目の月曜日の午後の施設長会議で、その資料も一応参考資料として施設長に回しております、その中で、今の経営状況がどうなのか、過去、前年、前々年と比べてどうなのかという資料がございまして、これについて、監査委員の監査の済んだものについての資料提供ができるかどうかあわせて検討させていただきたいとは思っています。

ですから、時期的には月例監査、それから施設長への供覧とか、説明が済んだ後の議会の直近で近いものが出せるかどうかということでございますが、そういったところで考えさせていただければと思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が終結しましたので、認定第1号平成22年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第11号平成22年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの11議案を本配布しております議案付託表により所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、認定第 1 号平成 2 2 年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第 1 1 号平成 2 2 年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの 1 1 議案を本日配布しております議案付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決定しました。

暫時休憩をいたします。今度は 1 時からよろしくお願ひいたします。

午前 11 時 58 分休憩

午後 1 時 00 分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 2 0 . 議案第 3 号

日程第 2 1 . 議案第 4 号

日程第 2 2 . 議案第 5 号

日程第 2 3 . 議案第 6 号

日程第 2 4 . 議案第 7 号

日程第 2 5 . 議案第 8 号

日程第 2 6 . 議案第 9 号

日程第 2 7 . 議案第 1 0 号

日程第 2 8 . 議案第 1 1 号

議長（荒川 政義君） 日程第 2 0、議案第 3 号平成 2 3 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 2 8、議案第 1 1 号平成 2 3 年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第 2 号）までの 9 議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。星出総務部長。

総務部長（星出 明君） それでは、議案第 3 号、平成 2 3 年度周防大島町一般会計補正予算（第 3 号）について、補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづりの 1 ページをお願いいたします。

今回の補正は、第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に 1 1 億 5 , 9 3 3 万 7 , 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 1 4 8 億 6 , 7 2 4 万 9 , 0 0 0 円とするとともに、第 2 条により債務負担行為の補正を、第 3 条により地方債の補正を行うものであります。

まず補正予算の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。1 1 ページをお開き願います。

歳入につきまして、8 款地方特例交付金は、交付額の決定により児童手当及び子ども手当特例

交付金を70万4,000円、減収補てん特例交付金を35万8,000円それぞれ減額するものであります。

9款地方交付税は、普通交付税の交付額が79億388万9,000円と決定されましたので、3億2,388万9,000円を追加計上するものであります。

13款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、再編交付金7,369万2,000円の増額計上であります。

12ページの14款県支出金2項県補助金1目総務費県補助金は、新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金100万円の新規計上であります。

2目民生費県補助金は、介護施設開設準備経費補助金を1,620万円、子育て支援特別対策事業補助金を741万8,000円、それぞれ新規に計上しております。

4目農林水産業費県補助金は、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金、新規就農資金利子補給金及び農業経営基盤強化資金利子補給金の追加計上と、新規に単県農山漁村整備事業補助金を計上するものであります。

6目土木費県補助金は、土砂災害ハザードマップ整備事業補助金120万円を新規計上しております。

3項県委託金は、瀬戸内海海区漁業調整委員選挙及び県議会議員選挙の委託金確定に伴う減額を行うものであります。

13ページの17款繰入金は、財政調整基金の取り崩しを1億5,816万4,000円減額し、財源調整を行っております。

18款繰越金は、平成22年度からの繰越金を9億460万円追加しております。このうち約3億1,500万円は平成21年度から平成22年度への繰越事業によるものであり、平成22年度決算の実質収支が大きくなった要因となっております。

19款諸収入4項雑入2目雑入は、建設残土処理場使用料、山口県栄養士会柳井支部機器使用料、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算及び大島地区農産物加工施設の缶売さばき料を実績又は見込により計上しております。

14ページ、20款町債は、大島地区農産物加工施設整備事業に充当する過疎対策事業債2,100万円を追加計上し、発行可能額決定に伴う臨時財政対策債を5,175万5,000円減額計上いたしました。

15ページからの歳出について、主なものの御説明をいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、公有施設への太陽光発電設備の整備を検討するため、委託費の新規計上であります。

3目財政管理費は、伊保田教職員住宅を公営住宅として有効活用するために行う起債の繰上償

還に要する補償金を計上しております。

5目財産管理費は、財産管理一般経費において、主に指定管理施設等の修繕費を追加計上しております。施設の老朽化や緊急修繕への対応であります。基金管理経費は、財政調整基金へ6億4,142万円積み立て、また土地開発基金へ1億円を繰出すことといたしました。

6目企画費は、新しい公共の場づくりのためのモデル事業補助金を活用して行う空き家調査事業に要する経費の追加計上と、旧田布施農高大島分校の施設活用に伴う進入路の仮設、電気水道の分配工事等に要する工事請負費等を新規に計上しております。

16ページの7目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するため、久賀、大島、東和、橘の各支所経費の工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金を追加計上しております。また、久賀支所経費においては、旧庁舎跡地に隣接する水防倉庫を解体するための委託料及び工事請負費を、東和支所経費では、旧東和庁舎及び旧東和町公民館の解体工事の設計委託料を、橘支所経費では、橘庁舎の耐震診断の委託料をそれぞれ新規に計上しております。日良居出張所経費では、職員退職に伴う非常勤嘱託職員の経費と施設の修繕費を追加計上しております。

17ページ、9目地域振興費は、町内6カ所のコミュニティ施設の消火器を更新する経費の計上であります。

18ページ、2項徴税费は、税額の確定等に伴う償還金について不足が見込まれるため、200万円を追加計上するものです。

4項選挙費は、2目農業委員会委員一般選挙では無投票による経費の減額を、3目県議会議員選挙経費及び7目瀬戸内海海区漁業調整委員選挙費では、経費確定による減額をそれぞれ行っております。

21ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、福祉センター運営経費では利用者の要望対応として、トイレの一部を洋式化する工事請負費68万8,000円を計上しております。社会福祉施設整備事業では、介護施設開設準備経費補助金を受けて、認知症対応型共同生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所の開設準備を支援する補助金を歳入と同額1,620万円、新規に計上しております。

5目介護保険対策費は、介護保険利用者負担軽減対策事業の精算に伴う償還金の計上であります。

2項児童福祉費1目児童福祉総務費では、子育て支援特別対策事業補助金により、町内14保育所及び児童館1カ所にAEDを設置するため、備品購入費741万9,000円の新規計上を行っております。

22ページ、3目保育所費は、耐震診断を実施するため、久美保育所運営経費、日良居保育所運営経費それぞれにその委託料を計上しております。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 1 目保健衛生総務費には、保健総務一般経費として予防接種及び各種検診業務の臨時職員賃金と、平成 22 年度分の新型インフルエンザ接種助成費補助金等の精算返還金を計上するとともに、再編交付金を財源とし、公営企業局が所管する患者送迎車及び車いす仕様の往診車等を購入する経費を新規に計上しております。

また、23 ページ、たちばなケアプラザ管理経費は、施設の修繕対応の経費の計上であります。

2 項清掃費 3 目し尿処理費は、情島に配備しておりますバキューム車用車庫の修繕経費の計上であります。

5 款農林水産業費 1 項農業費 3 目農業振興費は、農業振興対策一般経費において不足が見込まれる利子補給補助金を追加計上し、産地形成促進施設管理運営経費では、東和地区に所在する施設の機械器具の修繕費 16 万 2,000 円を計上しております。大島地区農産物加工施設管理運営経費は、旧田布施農高大島分校の農産加工実習室に新たに農産物を加工できる設備を整備し、また運営に要する経費として 2,233 万 7,000 円を新規に計上するものであります。

24 ページ中ほど、5 目農地費は、地域の要望対応として農地一般経費に農道及び水路の改修工事請負費 450 万円を、単県農山漁村整備事業では、県補助金を受けて危険ため池改修 2 件に要する 300 万 4,000 円をそれぞれ計上しております。

25 ページ、6 目水田営農費は、農業者戸別所得補償制度推進事業の事務費追加配分への対応によるものです。

7 目農村環境改善センター費は、蒲野センターの空調設備等の修繕費の計上であります。

3 項水産業費 2 目水産業振興費は、漁業に被害をもたらすとされているナルトビエイについて、今後の対応を検討するための捕獲調査を委託する経費の新規計上であります。

3 目漁港管理費は、三蒲漁港陸間整備事業の入札減に伴う工事請負費の減額と、情島の防波堤嵩上げ工事の新規計上による工事請負費の調整であります。

26 ページ、6 款商工費 1 項商工費 2 目商工業振興費については、交通対策事業において、傷みが著しく地域から要望のあった三蒲中村バス待合所の改修補助金を追加計上し、竜崎温泉管理運営経費では、耐用年数を経過して老朽化に伴う故障が発生し、施設の運営に支障をきたす恐れがあるヘアーキャッチャー設備及び交換ポンプの更新経費を計上しております。

また、ながうらスポーツ滞在型施設管理運営経費では、宿泊棟の室内に設置している給湯器が設置から 15 年経過しており、故障による事故を避けるため機器を更新し、併せて室外へ移設する工事に要する経費を計上しております。

3 目観光費、観光一般経費は、片添ヶ浜温泉源泉設備の修繕経費と、サンスポーツランド管理棟シャワー室の壁タイルが大きく剥落しており、この張りかえ工事費の計上であります。公園等管理経費は、帯石公衆便所の改修工事費であります。ふるさと館管理運営経費は、ふるさと館や

商店街利用者の利便性の向上を図るとともに、久賀港駐車場全体の改修を行う経費を計上しております。

27ページ、星野哲郎記念館管理運営経費は、空調機の修繕経費であります。

7款土木費1項土木管理費1目土木総務費、土木総務一般経費は、本年度から実施しております住宅リフォーム資金助成事業の申請に対応するため、500万円の追加計上であります。原石山管理事業は、建設残土処理場搬入量の見込による増額となっております。

28ページ、2項道路橋りょう費1目道路橋りょう維持費は、町内全域にわたり災害や地域の要望に対応するための工事請負費、補償費をそれぞれ計上しております。

3項河川費1目河川管理費は、ポンプの老朽化により大雨時に対応できず浸水の恐れがあるため、開作地区排水ポンプを更新する経費の計上が主なものであります。

2目河川建設費には、河川の護岸整備工事1件、しゅんせつ工事2件と、工事に伴う補償費を計上しております。

29ページの6項住宅費は、このたび伊保田教職員住宅の有効活用として公営住宅に転用する条例改正を提案しておりますが、これに伴う修繕費と他の住宅のシロアリ駆除に係る委託料が主なものであります。

8款消防費1項消防費2目非常備消防費は、消防団員補償等事務負担金2,216万2,000円の増額計上です。これは、東日本大震災により多くの消防団員が公務中に被災したことから、その補償費を確保するため、平成23年度に限り掛け金の増額が要請されたことによるものであります。

3目消防施設費は、浮島地区に防火水槽1基を追加整備しようとするものであります。

4目災害対策費では、災害対策費において、県補助金を受けて土砂災害ハザードマップを印刷製本する経費の新規計上と、防災倉庫、防災備品を5カ所、避難所用投光器を9カ所整備する経費を追加計上しております。なお、防火水槽、防災倉庫、防災備品、避難所用投光器につきましては、再編交付金を充当することとしております。

30ページ、防災センター運営費では、近年の災害対応を考慮して、テントや調理釜等の備品を購入するために予算の組み替えを行っております。

9款教育費1項教育総務費2目事務局費では、教育総務経費に旧日良居中学校の耐震2次診断の業務委託料を、教職員住宅管理経費に情島教員住宅の修繕経費を計上しております。

31ページ、2項小学校費1目学校管理費、小学校管理事務局経費では、各小学校の修繕費の追加や沖浦小学校屋上の防水補修等の工事請負費をそれぞれ計上しております。明新小学校経費、森野小学校経費は、牛乳保冷库、保健室用冷蔵庫の更新を行うものです。

32ページ、3項中学校費1目学校管理費においても、各中学校の修繕費の追加や久賀中学校

プールの漏水の工事請負費を計上しております。

4 項社会教育費 1 目社会教育総務費は、旧田舎美術館が老朽化により壁が剥落し危険な状況にあるため早急に解体することが望ましく、これに要する経費の新規計上であります。

2 目公民館費は、久賀公民館、棕野公民館それぞれの施設設備の修繕費、耐震診断等の業務委託料を計上しております。

3 3 ページの 4 目文化財保護費は、服部屋敷の浄化槽の修繕及び久賀地区明治百年記念公園の樹木の剪定委託料の計上であります。

5 目社会教育施設費の東和総合センター管理運営経費では、主に施設の給水設備の改修、東和総合センター周辺の駐車場舗装工事、機械設備の不具合のため支障のありました音響機器を更新する備品購入費をそれぞれ計上しております。橘総合センター管理運営経費では、施設設備の修繕費、総合センターの雨漏り対策として屋根改修の設計委託費、駐車場部分の浸水対策として排水ポンプ更新のための工事請負費等を計上しております。

3 4 ページ、学習等供用施設管理経費及び陶芸の館管理運営経費は、それぞれ設備の修繕経費の計上であります。

5 項保健体育費 1 目保健体育総務費は、東京都で開催される全国スポーツ推進委員研究協議会へ参加するための経費の追加であります。

2 目体育施設管理費の町民グラウンド管理運営経費は、グラウンド用トラクターの付属品の更新及び大島グラウンド照明設備の修繕費を、健康管理センター管理運営費には植栽樹木の剪定委託料を、総合体育館管理運営経費では、消防設備の修繕費及び冷蔵庫、洗濯機を更新するための備品購入費を計上しております。

3 5 ページ中ほど、3 目学校給食費は、橘地区学校給食センターの施設の修繕と異物混入対策として風除室設置工事費 4 6 万 5 , 0 0 0 円の計上であります。

1 1 款公債費 1 項公債費 1 目元金は、伊保田教職員住宅を有効的活用するため、町営住宅に用途を変更することによるもの及び本年 4 月に廃校いたしました棕野小学校に係る借入金残額の償還について協議が整ったことから、それぞれ繰上償還を行なおうとするものであります。いずれも簡保資金によるものです。

3 6 ページ、1 2 款諸支出金 1 項繰出金 1 目繰出金は、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整であります。

以上が、歳入歳出予算補正の概要であります。

続いて、7 ページに戻っていただき、債務負担行為の補正についてです。久賀地区の学校給食センターの調理業務等につきましては、平成 2 3 年度までの契約で外部委託により行なっております。平成 2 4 年度以降においても同様に外部委託することとし、第 2 表のとおり、久賀学校給

食センター調理業務等委託料について債務負担行為を設定するものであります。なお、期間の終期を他の3地区の学校給食センターと合わせるため、平成25年度までの2年間としております。

8ページをお願いいたします。地方債の補正については、過疎対策事業債、臨時財政対策債の補正に伴う限度額の変更を行うものであります。

以上が、平成23年度周防大島町一般会計補正予算(第3号)についての概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして補足説明を終わります。

議長(荒川 政義君) 西村健康福祉部長。

健康福祉部長(西村 利雄君) 続きまして、議案第4号平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)について、補足説明を行います。

今回の補正は、平成22年度決算にともなう精算が主なものでございます。

予算書、37ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,747万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億9,331万2,000円とするものでございます。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。43ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

4款の療養給付費等交付金は、2節過年度分として前年度追加交付分として109万4,000円を追加計上します。

9款の繰入金は、6節その他一般会計繰入金を2,638万2,000円追加し、歳出の前年度負担金等の返還金支出に充当します。

10款の繰越金は、前年度決算が収支ゼロ決算となったため、当初計上額の1,000円を減額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。44ページをお願いいたします。

10款の諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金へ、前年度療養給付費等国庫負担金返還金、前年度出産育児一時金国庫補助金返還金、前年度特定健診等国費及び県費負担金返還金として2,747万5,000円を追加計上しております。

以上で、平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)の補足説明を終わります。

慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第5号平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を行います。

今回の補正は平成22年度決算に伴う精算が主なものでございます。

予算書の45ページをお願いいたします。第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それ

ぞれ214万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,060万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、事項別明細書で説明をいたします。51ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。4款の繰越金は、前年度繰越金を214万6,000円追加計上しております。

次に、歳出について御説明いたします。52ページをお願いいたします。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金を214万6,000円追加しております。

平成22年度後期高齢者医療保険料のうち、平成22年度歳出予算により山口県後期高齢者医療広域連合納付金として支出できなかった保険料を平成23年度予算に前年度繰越金として今回補正計上し、歳出予算により山口県後期高齢者医療広域連合へ納付するものでございます。

以上で、平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)の補足説明を終わります。

慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

続きまして、53ページをお願いしたいと思います。議案第6号平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明を行います。

今回の補正は、平成22年度決算に伴う精算が主なものとなっております。

それでは本文で、既定の歳入歳出予算の総額に1億329万2,000円を追加し、総額を32億3,081万1,000円とするものでございます。

事項別明細書の59ページをお願いいたします。歳入から御説明いたします。

3款2項2目の地域支援事業交付金は、管理栄養士職員の産休代替等による臨時職員賃金の増額に伴う国の負担分として18万5,000円を追加計上いたします。

4款1項2目の地域支援事業交付金につきましても同様に15万円を、5款2項1目の地域支援事業交付金につきましても、同様に9万2,000円を追加計上いたします。

次に、60ページをお願いいたします。7款1項2目の地域支援事業繰入金につきましても同様に、町負担分の9万2,000円を追加し、3目その他一般会計繰入金につきましては、13万円繰り入れになります。

8款の繰越金では、前年度繰越金として1億264万3,000円を増額いたします。

次に、歳出について御説明いたします。61ページをお願いいたします。

1款2項1目の賦課徴収費では、過年度分の保険料還付金を20万9,000円減額いたします。

3款の基金積立金では、前年度決算に伴う介護給付費準備基金への積立てとして2,355万3,000円を増額いたします。

4 款の地域支援事業につきましては、管理栄養士職員の産休代替等の臨時職員賃金を、1 項 1 目の二次予防事業に 5 0 万 2, 0 0 0 円、2 項 2 目の任意事業に 1 4 万 7, 0 0 0 円をそれぞれ増額いたしております。

6 款の諸支出金につきましては、前年度実績に伴う国等への返還金として 7, 9 2 9 万 9, 0 0 0 円を計上いたします。

以上で、平成 2 3 年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 私のほうから議案第 7 号から議案第 9 号までについて補足説明いたします。

補正予算つづりの 6 3 ページをお願いいたします。

まず議案第 7 号平成 2 3 年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について御説明いたします。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算に 5, 2 4 6 万 5, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 9 億 7, 8 2 1 万 6, 0 0 0 円とするものであります。

事項別明細書 6 9 ページをお願いいたします。歳入につきましては、一般会計から 5, 2 4 6 万 5, 0 0 0 円を繰り入れての財源調整であります。

7 0 ページをお願いいたします。7 0 ページ、歳出の 1 款簡易水道費 1 項事務費 1 目総務費につきましては、消費税申告により、2 2 年度消費税確定分と 2 3 年度予定納税分合わせて 4 5 7 万 8, 0 0 0 円の増額であります。

2 項事業費 1 目維持管理費でございますが、委託料として、水道施設の管路・管種・管径のデータ管理台帳システムの更新業務、工事請負費では、主要な配水池に設置してある追塩設備の核となる残留塩素濃度計 1 0 カ所のオーバーホールと、現在使われていない地元から要望のあった水道施設の老朽化した危険木造建屋等 5 カ所の解体工事及び小松・大道線外 2 路線の町道改良工事に伴う配水管移設改良工事費の合計補正額 1, 8 4 8 万 7, 0 0 0 円の計上でございます。

2 目設備費につきましては、主要な配水池へ想定した地震震度と広域水道からの時間最大送水量を超えた配水過流量の併用により自動作動する電動緊急遮断弁設置に伴う設計委託料及び工事請負費 2, 1 5 2 万 5, 0 0 0 円を計上しております。

次に、議案第 8 号平成 2 3 年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてであります。

補正予算書の 7 1 ページをお願いいたします。今回の補正は、第 1 条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に 2 5 1 万 1, 0 0 0 円を追加し、予算の総額を 4 億 7, 4 0 8 万

3,000円とするとともに、第3条により地方債の補正を行うものであります。

79ページをお願いいたします。歳入につきましては、平成22年度下水道事業債の額の確定に伴う平準化債の追加並びに一般会計から181万1,000円を繰り入れての財源調整であります。

80ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款公共下水費2項事業費において安下庄浄化センター排水槽チャッキ弁修繕費の計上及び消費税申告による平成22年度確定分と、23年度中間予定納税分合わせて225万1,000円の増額補正であります。

次に、議案第9号平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

補正予算書の81ページをお願いいたします。今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に346万5,000円を追加し、予算の総額を3億1,731万7,000円とするものであります。

事項別明細書87ページをお願いいたします。歳入についてであります。3款繰入金において、一般会計から346万5,000円を繰り入れての財源調整であります。

88ページをお願いいたします。歳出についてであります。1款農業集落排水費2項事業費1目維持管理費において、7月の落雷により故障した沖浦東処理区のマンホールポンプ場通報装置の修理費、和田浄化センターの汚泥引抜ポンプ等修繕費合わせて345万1,000円の計上であります。

消費税につきましては、当初予算に457万2,000円納付と見込んでおりましたが、申告の結果1万4,000円増額となりましたので補正計上いたしました。

以上、議案第7号から議案第9号までについての概要でございます。何とぞ慎重御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。

議長(荒川 政義君) 星出総務部長。

総務部長(星出 明君) 議案第10号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算(第1号)につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の89ページをお願いいたします。

第1条におきまして、既定の歳入歳出予算に46万3,000円を追加し、予算の総額を7,716万7,000円とするものであります。

事項別明細書の95ページをお願いいたします。歳入の4款繰入金は財源調整で、一般会計からの繰入金を46万3,000円追加計上しております。

96ページをお願いいたします。歳出につきましては、1款事業費1項事務費1目総務費は、消費税の平成22年度確定納付額及び平成23年度中間納付見込額について、不足見込額を追加

計上しております。

以上が、議案第10号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

議長（荒川 政義君） 石原公営企業局管理者。

公営企業管理者（石原 得博君） 議案第11号、平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の補足説明を申し上げます。

お手元の平成23年度周防大島町公営企業局補正予算書の1ページをごらんいただきたいと思っております。

第2条の資本的収入及び支出につきましては、企業債を合計で1億120万円増額補正しております。これは修学資金貸付や特殊診療科の確保のための費用として過疎債借入を見込んでおります。

第3条の企業債につきましては、先ほど第2条で御説明し申し上げました企業債の限度額を補正しております。

以上が平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）の内容でございます。

どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたのでこれから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。議案第3号平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） まず歳入からいきますが、先ほど補足説明でいわゆる普通交付税、地方交付税のうちの普通交付税の確定に伴いということで地方交付税について補足説明がありました。

実際的には、当初予算で組むときは当然地方交付税と起債のうちの臨時財政対策債ですか、一緒に見込んで計上するというふうに使われますが、今回いわゆる地方交付税と臨時財政対策債、対策債のほうはマイナスですが、それにしても大体今回の補正がその部分を引いたとしても3%ぐらいになるというふうに見込まれますが、実際的にはその3%見込みについて交付税が非常につかみにくかったという判断なのかどうなのか。

実際的には、最近割と両方たしたとしても、相互の移動はあるにしても割とつかみやすいんじゃないかというふうに使われますが、財政当局として実際的なところ、つかみにくかったんかどうなのか、その辺について聞いときたいというふうに思います。

次に、歳出について聞いときたいというふうに思いますが、設置検討部門で太陽電池等を計画しとるということで一般管理費で報告がありました。

実際的には、何キロワットぐらい、いわゆる今から計画するわけですがどこの地域でやろうとするのか。例えば、庁舎地域ありますし学校もあるかもわからん。そういう中で、ここで組んどると言えば大体わかりますが実際的にはどういう規模、今からコンサルに委託料として出されると思うんで、どういう規模を考えちよるのかいうのを報告を求めたいというふうに思います。

次に、積立金についてであります。今回、財政調整基金分と土地開発基金ということで組んでおりますが、大体20億の残に対して今回6月で取り崩した分を実際的には繰り戻すということとあわせて基金に積み立てるといことですから、大体3月残高プラスこの財政調整になるというふうに見込まれますが、残高について報告を求めておきたいというふうに思います。

それと、土地開発基金に今回繰り入れるいわゆる事情といひますか目的、これについてもきちっと報告しておきたい。新たな、例えば先行取得地が予定されてるんかどうかも私たちは不明なんで聞いときたいと。そんなに財源的にないというふうに考えますので、ぜひ答弁を求めておきたいというふうに思います。

あと、今回の補正の特徴が、耐震がかなり出ております耐震。いわゆる2次診断、1次診断を含めてですね。大体300万から50万まで、一番小さいのが椋野公民館じゃなかったかと思いますが、実際そのくらいのいわゆる耐震診断のための項目があります。かなりの項目になります。

耐震診断の基準というのは、大体ある程度できておるのかどうなのか。例えば面積とか、かなりアンバランスがあると思うんで、それぞれの基準額等についてきちっとそういう基本部分ができておるのかどうなのか、耐震診断については聞いときたいというふうに思います。

次に、21ページ、介護施設開設準備経費ということで組まれております。これは、基本的には3施設ということで報告がありました。2施設と3部門ということが正解だろうと思いますが、これは6月議会でいわゆる建設が出てきた部分に対する新たな、今度は開設のための準備金ということになるかというふうに思いますが、実際的にはどういう割り振り、単純に言えば500万ずつかなというのは想像はつきますが、6月に計上した部分に対する開設準備金ということでとらえておっていいのかどうなのか、それだけに限るといことなのか、聞いておきたいというふうに思います。

それと、たちばなケアプラザ管理経費91万2,000円組んでおります。これは、修繕費ということで組んでおりますが、実際的には後から条例で出てきますが、いわゆる県の福祉事務所が終わって実際的には町がやるようになるわけですが、その部分に影響がある分なのか、それとも全く別個の修繕なのか報告を求めておきたいというふうに思います。

あと、今回初めて出る事業で、大島地区の農産物加工場について先ほど補足説明がありました

が、面積と、場所については明新小学校側になるのかどうか含めて答弁を求めておきたいというふうに思います。

あと、住宅リフォーム助成事業ですが、今年度当初で1,000万円組んで実際的にかなり進んでおろうというふうに思います。今日までの受付件数と、実際のな事業に伴う影響額ですね、件数と影響額。それと今回新たに500万円計上したわけですから、実際のな今後の見通しということで報告を求めたいというふうに思います。住宅リフォーム助成制度。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 地方交付税のお尋ねですけれども、当初予算の際は初めて22年度の国調の結果が反映されるということで、激減補正といいますか今までと人口が減っておるのでその補正係数ですね。補正係数の不透明さと、あるいは臨時財政対策債の振りかえする算定係数の、やはり同じように係数が不透明であったということで若干、結果的には財源が留保されたということと、当然のことですが歳入はやはり固めに予算上は見ますので、こういう今回の補正の結果ということになっております。

それから、行政一般経費の太陽光の設置ですが、一応この庁舎付近、100キロワットを考えております。

それから、財政調整基金ですが、金額的には26億4,200万円余りとなります。土地開発基金に対する繰出金ですが、将来に備えた、事業に備えた先行取得という意味で、具体的にこれだという形では繰り出してはおりません。

以上です。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 私のほうからは21ページの民生費、1項の社会福祉費1目の社会福祉総務費のところ19番の負担金補助及び交付金のなかで介護施設開設準備経費ということでございます。

この件の補助金の使途はどういうことかということでございますが、開設前の職員の訓練期間の雇い上げとか、地域に対する説明会の開催等の開催準備を行う事業経費ということでございます。

それから認知対応型の共同生活介護事業所が2カ所、小規模の多機能型の居宅介護事業所が1カ所でございます。金額は、2カ所が1,080万と1カ所が540万でございます。

次に、耐震の調査でございますが、22ページの中で、説明欄に久美保育所の耐震業務を上げております。この耐震の内容を申し上げますと、構造がRCづくり、鉄筋コンクリートでございます。階数が2階建て。床面積が495平米ということでございます。

それから、その下の日良居保育所の耐震の委託ですが、ここは3棟ございます。日良居保育所

に西棟、中央棟、東棟と3棟ございまして、それで構造はRCづくり、3棟ともそうなんですけどラーメン構造とか壁式構造とかといった構造の違いですね。それから、階数は1階建てということで。

西棟につきましては132平米、中央棟につきましては205平米、それから東棟につきましては164平米、合計で501平米でございます。基準等につきましては、単価的なものすべて一緒でございます。棟数の違い、それから平米数の違いということで御理解願えたらと思います。

それから、ケアプラザの修繕は今度の社福とどういう考えがあるか。これ修繕は自動ドアがちょっと異音がしまして影響がありますので、今回対応したいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） それでは、大島地区の農産物加工センター、旧田布施農業高校の場所でございますが、きょう18号議案の参考資料としてある図面の中で明新小学校側の河川の横に実習室というのがございます。それが132.4平米でございます。

続きまして、住宅リフォームでございますが、参考までに5月の9日から8月末までの工事の件数が135件出ております。そして、対象工事金額は1億1,830万、助成の金額730万円が今の交付の状況でございます。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） 中野教育次長。

教育次長（中野 守雄君） 耐震診断の件でございますが、教育委員会も何件か耐震診断を今回1次2次やっております。

基準はあるのかというお話でございますが、ちょっと1次診断と2次診断どういうものを計算するかというのを簡単に説明したいと思います。

まず1次診断につきましては、各階の柱と壁の断面積、そしてそれを支えている建物重量をこれで計算します。耐震があるかどうかを判断します。2次診断につきましては、各階の柱と壁のコンクリートと鉄筋の寸法、それに建物を支えている重量ということでございます。

これらは、すべて詳細図面があれば図面をもとにこの診断の委託料ができるわけございまして、それぞれそういうふうに単価はあろうかと思いますが、このたびはそういったものをいわゆる何社かの見積もりで今回の委託料を出しているということでございます。

議長（荒川 政義君） 東原橋総合支所長。

橋総合支所長（東原 平典君） 耐震の予算化なんですけど、先ほど中野次長のほうから言われたように、うちのほうは1次診断でありますので柱の数とか断面積でもって図面でできるわけなんですけど、一応基準額もある程度国・県のほうで単価を示しておりますけれども、今回ののは一

応業者からも簡単な見積もりをいただきまして、それを参考にして計上しております。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 同様に、業者の見積もりをもとに予算計上させていただいております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） もう一つは、今回企画が予算を組んでいる、先ほど補足説明がありました田布施農高の進入路と電気、いわゆる簡水の関係。再質問しときたいのは实际的に、ちょうど図面がありますので進入路はどういう考え方で組んで。それで、いわゆる実際の電気、そして水道等についてはどういうふうに考えていると。例えば、それぞれの施設ごとに枝分けするとか、進入路はどこからどう入るといようなんが示していただきたいというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

議長（荒川 政義君） 松本政策企画課長。

政策企画課長（松本 康男君） ただいま広田議員さんから質問がありました田布施農高の進入路、それから電気の関係でございますが、進入路につきましては、お手元に配布しております議案第18号の参考資料を見ていただきたいと思います。

この図面の左側が県道になりまして、伊川昭男さんとありますが、そののちょっと下のあたりからグラウンドに入る橋がかかっております。その橋を渡りまして、大島商船高専とのんたの会という建物に印がついておりますが、そちらの方向に向かって進入路をつくります。大島商船高専とのんたの会、それからおかはら会の建物があります間に道路を通しまして、さらに進めて温室のほうまで進入路をつくるという計画でございます。

それから、電気・水道でございますが、電気につきましては現在おかはら会という本校の建物がございまして、これら一帯の電気となっておりますので利用者ごとの電気を分ける必要がございます。

これは、利用者ごとの電気料をおのおので払っていただくということを基本としておりますので、こういった電気料は直に建物に個々のメーターを取りつけまして、わかるようにいたします。この工事でございます。

それから水道でございますが、これは現在おかはら会という印があります本校の建物がございまして、その屋上のタンクに上げておるしております。こういった使い方でございますとそれぞれの利用がよくわかりません。ですので、新たに水道を引きまして個々のメーターを取りつけまして、これらの利用料をそれぞれ払っていただくという工事を行います。こういったことでございます。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） あと浄化槽の取り扱いについてまだ協議中、例えば町負担分とか各負担分とか、まだ今協議中ということで認識しちよってええのかどうなのか。

例えば、議案で出ますが、実際的には浄化槽部分については明確な方向性は出てないんじゃないかと思うんですが、その点でちょっと考え方聞いちょきたい。当然おかはら会は別個になると思いますが、その他の部分についてはいわゆる割合、町とそれぞれの団体割合になるんじゃないかというふうに思います。今の80人槽がね、実際的にはそうなると思うんですが、まだ未決定じゃないかと思うんですが、ちょっと答弁だけ求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松本政策企画課長。

政策企画課長（松本 康男君） ただいまの浄化槽の件についての御質問ですが、これは当然現在は80人槽ということの浄化槽ですので、おかはら会のほうでいろいろの福祉施設とかをつくりますと、利用者の関係からいきまして当然人槽が足りません。ですので、おかはら会のほうではそれに合わせた浄化槽を新たに設置するというふうに聞いております。

現在使っております浄化槽は、ほかの利用者の方もおられますので引き続き町のほうで管理をしていきまして利用に供したいと思いますが、これにおいてはやはり利用者の方に応分の負担はしていただくというお話はしてございます。

今後、利用の形態によってどういうふうな負担をしていただくかということについては、協議をしてまいりたいというふうに思っております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

議案第4号平成23年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の補正の内容は、実際的には一般会計からの繰入金、そして療養給付費等に充てるというのが、その1点じゃないかというふうに思われます。

午前中議論しましたいわゆる任意の繰入という格好で、それが異常かどうかは別にして、私は異常じゃないという立場ですが、実際的には今回も例えば翌年度繰越金にそのまま流れれば、任意の繰入なり繰出なりという格好にはならん会計になるんじゃないかと思いますが、その点での考え方聞いちょきたいと思います。

いわゆる翌年度繰越金をきちっと計上し、それを一たん基金もしくは翌年度繰越金で発生します。それを、翌年度繰越総額をこの9月議会できちっと繰り入れれば、実際的な任意の繰出という対象にはならんのんじゃないかと思いますが、考え方について聞いときたいというふうに思い

ます。

議長（荒川 政義君） 岡野健康増進課長。

健康増進課長（岡野 正徳君） ただいまの御質問ですが、今回歳出に計上しております償還金につきましての確定は、6月以降、出納閉鎖を過ぎて以降に確定しております。

したがって、出納閉鎖のときには幾ら償還金があるかというのが確定しておりませんので、それを見込んで繰り入れるということができませんでした。

以上です。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 一般質問的な質疑にならんように注意しながら質疑を続けたいというふうに思います。

といいますのが、午前中議論したようにその会計に入れますよという議決をします。一たん議決をしますね。それで、そうすると3月最終補正で議決をしたら、そのままその会計に入れとけば、今回のいわゆる一般会計繰入金ではなしに翌年度繰越金という出方で予算上は執行できるんじゃないかということなんですよ。それが可能じゃないかというのが、今回の繰入金のいわゆる考え方なんですよ。

全額繰越して、それで9月補正でいわゆる全額前年度繰越金として発生すれば、一般会計からの繰入金という形に会計上はならんんじゃないかという質疑なんです。その点で答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今の御質問は、言われればまさにそのとおりなんです。要するに、今回やった決算につきましてはゼロ決算にするがために9,900万円幾らの任意の繰入を行ったということでございまして、当然それを1億なり1億5,000万円やれば、先ほどの議論じゃありませんが23年度の条例改正、そして今回の補正予算は必要ないということをおっしゃりたいというふうに思っておるんですが、当然私たちは特別会計の趣旨からして、この9,900万円の22年度の最終の繰入につきましては、やむを得ない処置だというふうに思っているところでございます。

だから、今回でもそれは、例えば今の議論からいたしますと2,000万円じゃなくて5,000万円繰り入れておけば、そうしたらこれから先の分にも耐えられるではないかということにもなると思いますが、やはり特別会計のルールというのをちゃんと守るということからして、そしてもう一つは、特に国保会計の財政の中身といいますと、税と公費負担とそして個人の一部負担ということになるわけですから、このルールと医療費がイコールになるということがぜひとも必要であろうと思っております。

だから、今回の2,000万円22年度の諸支出金で組みました、その予算があるから、その予算を全額入れておけば今回補正しなくてもよかったんじゃないかという議論だと思いますが、それは若干ルール違反ではないかというふうに思っているところでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） いや、会計から会計への考え方なんです。例えば、特別会計であっても基本的には会計は独立しております。そして、その会計において非常に厳しい会計もあれば、特別会計、企業会計あったとしてもそれぞれ会計の性格が違います。

その中で私が今質疑をしよるのは、例えば平成22年度決算で実際に議決を伴った後の会計として、いわゆる金額があれば当然その会計から翌年度会計にきちっと繰り入れができるから、一般会計からの繰り出しということにしないで済むんじゃないかと。

別に、今このルール上は値上げせんでもええとかという議論を超えて、会計的な部分での議論をしよるというふうに理解をしていただきたい。例えば、独立した会計があって、議決として特別会計の予算、いわゆる予算があります。

そういう予算が独立したものとして考えれば、実際的にはその会計をそのまま翌年度繰越金として移行すれば、別に今年度、きょう補正になっちゃうような一般会計からの繰入にならなくても済むんじゃないですかということなんですよ。

それが、特に22年度決算を見てもわかるように、基金をすべて取り崩してそれを行ったらやっぱりそこには、弱いところには一定の基金なりを置きちよかんと、また繰り返し巻き返しの引き上げにつながっていくんじゃないかという危惧がしよるんで、会計独立の原則から見てどうなのかという意味で質疑をしよるわけですよ。

議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後2時08分休憩

午後2時09分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

暫時休憩します。

午後2時09分休憩

午後2時20分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第5号平成23年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第6号平成23年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号平成23年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の工事についてであります、実際的に 今回は、一般会計繰入金を補正財源として実際的には工事を計画しております。

それで、台帳整備についてはありました。維持管理についての部分もありましたが、実際的な設備費で工事請負費2,091万6,000円について説明を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 簡易水道の設備費の工事請負費で2,091万6,000円、配水池施設の緊急遮断弁の設置費を計上しておりますが、5カ所を計上しています。

そのうち、東和地区の2カ所については、既設の電動弁を改良して地震時でも対応できる地震計を取りつけて操作する。残りの3カ所については、安下庄と久賀第1配水池と大島第2配水池を計画しております。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。平川議員。

議員（14番 平川 敏郎君） 14番、平川です。今と同じところですが、2目の設備費の15の工事請負費2,091万6,000円、これ主要配水池はたしか12カ所あって今回、今の答弁で5カ所ということでございます。

私も、先般これ質問させてもらったんですが、5カ所でこの緊急の場合の、何ていいますか必要数量が確保できるかどうか、それだけ済みません予算外かもわかりませんが。

議長（荒川 政義君） 松井環境生活部長。

環境生活部長（松井 秀文君） 主要な配水池の容量は5,180トン、立米あるわけですが、末端まで入れると6,600あります。それで、緊急時の応急飲料水の確保2,860立米につい

ては、この5カ所で確保できると考えております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第8号平成23年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第9号平成23年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第10号平成23年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第11号平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）、質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今回の補正は、先ほど補足説明されたように資本的収支の1億120万円これが中身ですが、今回支出を見ると実際的には、先ほど言われたように看護養成その他というふうに思われますが、それぞれ振り分けがあると思うんです。企業債を、いわゆる過疎を使ってそれぞれに支出予定があると思うんで、それごとの報告を求めたいというふうに思います。

それとあわせて、今回この公営企業局の予定貸借対照表の早見表も、それまでの借入資本金、企業債といわゆる今回の過疎の企業債、別立てといえますか振り分けされておりますね。

これについても、今後こういう、いわゆる建築にかかわる企業債、備品にかかわる企業債と別個に計上していくという考え方でよろしいのかどうなのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 村岡公営企業局財政課長。

公営企業局財政課長（村岡 宏章君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、1点目の今回の1億120万円の補正の内容でございますが、すべて医療の確保事業ということで、今年度から始まりましたソフト事業に対するものでございます。

一つといたしましては看護師の確保で、現在看護専門学校对学生に対しまして25名分の奨学

助成を行っております。この金額が年間1,512万円。もう一つ医療の確保、同じく特殊診療の確保ということで外部医師の招集ということで、東和病院、橘病院、大島病院、それぞれに泌尿器科、耳鼻科、日直当直、整形外科等のドクターに来ていただいております費用です。

もう一つが、医療の確保で患者の確保という形でマイクロバスを運行しております。こちらの経費になります。

細かく言いますと、看護師の確保の奨学資金の貸付は総務部で貸し付けておりますので、東和病院のほうに入ります。1,512万円。医療の確保で、外部医師の招集が東和病院が2,555万7,000円、橘病院が2,036万7,000円、大島病院が2,496万3,000円です。

医療の確保、マイクロバスの運行経費につきましては、特別交付税でマイクロバスの運行経費1台当たり100万円をいただいておりますので合計7台分ありますが、それを減じまして東和病院が727万5,000円、橘病院が44万5,000円、大島病院が457万6,000円となっております。

これを、それぞれ病院ごとに合計をいたしますと、東和病院が、起債ですので10万円単位になりまして5,090万円、橘病院が2,080万円、大島病院が2,950万円となります。

もう一つの御質問の貸借対照表上の起債の方法になりますが、公営企業法上負債のうち今までの企業債につきましては、すべて建設改良に伴う起債でございましたので資本のほうに上がっております。

今回借り入れを起こすソフト事業に関しましては、建設改良以外の起債ということ初めて発生いたしましたので、今後このような建設改良以外の起債が発生しましたら、固定負債の中の企業債という別項目に計上するようになります。

以上でございます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で議案第3号平成23年度周防大島町一般会計補正予算（第3号）から議案第11号平成23年度周防大島町公営企業局企業会計補正予算（第2号）までの質疑を終了いたします。

討論、採決は、会期中の次の本会議といたします。

日程第29・議案第12号

議長（荒川 政義君） 日程第29、議案第12号周防大島町暴力団排除条例の制定についてを上程し、議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは議案第 1 2 号周防大島町暴力団排除条例の制定について、補足説明を行います。

暴力団の排除を推進し、県民生活の安全と平穩の確保に寄与することを目的に、全国 4 7 都道府県で暴力団排除条例が制定され、山口県でも本年 4 月 1 日に施行されたところでございます。

これを受け、県内各市町におきましても同様の条例を制定し、暴力団の排除を推進しようとするものであります。罰則規定はないものの、本条例を制定することにより町民等の責務を明確にし、警察等との連携がより強化され、情報提供等が容易となり、県民生活の安全と平穩の確保に寄与するものと期待するところであります。

それでは、条文に沿って御説明をいたします。

まず、第 1 条は目的であります。本町内には暴力団事務所は存在しないものの、暴力団は町民生活や社会経済活動の場に深く介入し、町民や事業者に脅威を与ることが予想されます。このような情勢に鑑み、町民が一体となって暴力団を排除し、安全で平穩な町民生活を実現することなどをこの条例の目的として、明確に示しております。

第 2 条は、用語の定義であります。

第 3 条は暴力団の排除を推進するうえでの基本理念についての規定であります。第 1 項において、町・町民等が相互に連携して暴力団の排除を推進すること、第 2 項において、暴力団を恐れない、資金提供をしない、利用しないことを旨とし推進することと定めております。

第 4 条では、基本理念に基づきあらゆるものと連携を図りながら、暴力団の排除に関する施策を総合的に策定し実施するよう、町の責務を定めております。

第 5 条は、町民等の責務の規定であります。町民及び事業者は、町が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるとともに、町や警察への情報提供に努めるようにするものとしております。

第 6 条から第 9 条までは、暴力団の排除に関し町がとるべき措置について定めております。

第 1 0 条は、暴力団への加入防止、暴力団犯罪からの被害防止に関して、学校等の教育機関において青少年への教育が行われるよう必要な措置を講ずることを規定しております。

第 1 1 条は、第 6 条から第 1 0 条までの措置を講ずるにあたり、関係機関との連携のもとに推進することとしております。

第 1 2 条は、暴力団への利益供与を禁止する規定であります。暴力団への資金源を断つことは、最も効果的な暴力団対策と考えられています。したがって、利益供与の態様を第 1 号から第 4 号までに分類し、禁止するものであります。

第 1 3 条は、自己に有利に働くよう、暴力団の威力を利用する一切の行為を禁止するものであります。

附則におきまして、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上が、議案第12号周防大島町暴力団排除条例の概要であります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いしいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

なお、この案件については所管の総務文教常任委員会へ付託することとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今補足説明であった第2条の3なのですが、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年という用語になっておりますが、实际的に5年とする考え方、例えばそれぞれが設置した条例が5年になっているから本町も5年にしたというのか、根拠的なものがあるのかないのかね。何でそれが5年なのかという裏づけがあれば、答弁を求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 既に県で条例を定めておりますので、その条例にならったものでございます。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 危惧しちょっとんですが、根拠は県の条例のまま移行したという考え方ということですね。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） そのとおりでございます。

議長（荒川 政義君） 小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 総務文教常任委員会に付託ということですが、ちょっと細かいところわからないところが多いので、総務文教常任委員会では一般の議員さんにもその資料、終わった後に配布していただければと思います。わかりますかね意味。

議長（荒川 政義君） 要望ですね。

議員（19番 小田 貞利君） はい。ここで聞いてもいいんですが、端から端まで聞くようになるので。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） モデル条例の逐条解説がございますので、お配りをいたします。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。質疑が終了しましたので、本案件については所管の総務文教常任委員会へ付託することにしたいと思えます。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 2 号を所管の総務文教常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 3 0 . 議案第 1 3 号

議長（荒川 政義君） 日程第 3 0、議案第 1 3 号周防大島町福祉事務所設置条例の制定についてを上程し、議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 1 3 号周防大島町福祉事務所設置条例の制定について、補足説明をいたします。

福祉事務所の設置につきましては、平成 2 3 年 3 月の定例町議会における行政報告におきまして、これまでの経緯や開所準備等について御説明してきたところであります。

福祉事務所を設置すれば、県から生活保護、児童扶養手当、障害児福祉手当、特別障害者手当、母子家庭等の自立支援、助産施設・母子生活支援施設の入所措置といった事務が移譲され、福祉に関する事務の全てを町が担うこととなります。

このように、住民福祉に関する事務を一体的に行うことにより、他の福祉サービスや保健・介護サービスとの連携が図りやすく、きめ細やかな相談や状況把握が可能となり、住民にとって身近な窓口である町で各種手続きが完結し、住民福祉の更なる向上を図ることができるものと考え本議案を上程するものです。

それでは、条文に沿って御説明を申し上げます。

第 1 条は、社会福祉法第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、福祉事務所を設置する旨を規定しております。

第 2 条は、福祉事務所の名称は、周防大島町福祉事務所とし、位置は、周防大島町大字西安下庄 3 9 2 0 番地 2 1、たちばなケアプラザ内とするものであります。

次に、第 3 条でございますが、福祉事務所の所管する事務の範囲について定める規定でございます。社会福祉法第 1 4 条第 6 項で定めております生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法に定める援護、育成、更生の措置に関する事務、また、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める手当の支給等に関する事務のほか、社会福祉に関する事務のうち町長が必要と認める事務を取り扱うものとしております。

次に、第4条でございますが、福祉事務所の職員の定数は、周防大島町職員定数条例の町長の事務部局職員数に含むということで、必要な所員を置くという内容を規定しております。

次に、第5条でございますが、この条例の施行に関しまして、必要な事項は規則で定めるという規定でございます。

次に附則でございますが、社会福祉法第14条第7項の規定により、町村が福祉事務所を設置する時期は、会計年度の始期又は終期とされているところから、施行期日を平成24年4月1日と規定しております。

以上が、周防大島町福祉事務所設置条例の制定の概要でございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

なお、この案件については所管の民生常任委員会へ付託することとなっておりますので、よろしく願いをいたします。

質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） これも所管委員会になりますが、今まで行政報告して以降、実際に質疑をしてきた点でまだあいまいな部分があります。ですので質疑をしちよきたいというふうに思います。といいますのが、いわゆる今までは県事務でしたと。

県の職員を配置して、今現行4名と思われまして。その4名を配置して、県職員として対応します。それで、今後その代替をするとすれば、最低限4名ぐらいは必要じゃないかというふうに思われます。ここ数年来、退職に追いつかん、退職が多くて、実際職員数はずっと減っていきよると。

そういう中で、やっぱりきちっと新たな雇用。当然今までおられる福祉の人が対応されると思いますが、やっぱり一定の職員、町長部局の中に定数が入るんだよというよりはきちっと、やっぱりそれを提案するときには少なくとも何名ぐらい、福祉課の職員なら福祉課の職員何人で当たるんだという方向性を明確にしちよったほうがええんじゃないんかというのが一つ。

それともう一つは、今まであいまいなのが、県が町のほうに依頼したのか、県がいわゆるこの事項については町のほうにお願いするということでこれが始まったのか、町から手を挙げたらそれが可能になるわけですから、町から手を挙げて、うちがやりますよという言い方になったのか。これは実際的にまだ答弁がありませんので、その辺を答弁していただきたいというのが2つ目。

それと、県職員から町職員の対応になるということになると、いわゆる人件費部分、100%きちっと特交で見ればまだ違いますよ。ほじゃが、特交で見れない部分が何%かであれば、実際的にはいわゆる人件費の持ち出しということになるわけなんですけど、それが明確になつたのかどうなのか、この辺をちょっと答弁求めておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 福祉事務所の設置につきましては、既にいろいろの場面で行政報告なり経過につきましても中間報告させていただいておりますが、いよいよこの条例の制定につきまして御提案をするという時期になってまいりました。

身近な住民サービスは、身近な自治体が行うというのが基本的な取り組みであろうというふうに思っております。これがベストであるというふうにも思っております。それで、もろもろの権限移譲につきましても受けてきたわけでございますが、一番大きな移譲の受け皿となるものがこの今回の福祉事務所の設置であろうと思っております。

県内のすべての市は、当然その福祉事務所を設置しておるわけでございますが、町では、県下では初めてという状況でございまして、合併後に県のほうからいろいろなお話もありまして、私たちがその権限移譲の一環として研究や調査をしてまいりました。

そのような中で、特にやはり私たちも一番懸念をしておりましたのは生活保護、特にケースワーカーについて、これは生活保護者の自立を促進させるという業務が大きな業務でございます。それがやはり小さな地域の中で職員と住民の皆さん方が非常に顔が見えていいという面と、余り近く過ぎてと懸念するという面と両方があるように思っております。

しかしながら、それらはもう今回、平成16年に合併をいたしまして町の職員も相当な人数になっておりますし、また地域も広がっておりますので、そういうことからして、そこら辺もクリアできるのではないかとというようなことも踏まえまして検討した結果、今回の条例制定に至ったわけでございます。

その中で、人員配置のことがございました。今、合併時約381名から約100名職員が減員しております。職員の定数が、定数といいますか職員の数は、どこが本当に本来の適切な職員数なのかということはまた別に議論があると思っておりますが、現実的に見て380名から280名近くになると、当然いろいろな面でその職員数が不足しておるというふうな場面も、声も聞きます。

しかしながら、できるだけ効率的な人員配置をする、これも一つの行政改革の大きな柱の中であらうというふうに思っているところでございます。そこで、過不足のない人員配置はしていきたいと思っております。

まだまだ町の職員数が多いというふうな意見もあります。これは、一概に他の自治体と比較するだけではできないとも思いますが、しかしながら類似の団体と比較するというのが当然起こってくるわけでございますが、それからいたしますと、近隣の自治体と比べましても約80名の職員数ちゅうのはやはりまだ少し多いのではないかとこのふうにも思います。

ただ、これは中身をちゃんと精査しなければならぬわけでございますので、外見上のニーズだけでは比較できないと思っておりますが、しかしながらそういうことも踏まえまして人員配置につき

ましては十分な検討を加え、効率的な人員配置をしていきたいと思っております。

2番目の、県から頼まれたのか、町から言って行ったのかということでございますが、県は権限移譲を進めるという大きな大方針の中で、当然すべての市町村にもろもろの移譲できる権限につきましては各自治体に権限移譲していこうということはずっと進めてまいっておりますし、今でもずっと説明会もやっております。

その中で、合併して規模が大きくなった周防大島町でありますので、ぜひともこの福祉事務所についても権限移譲を受けていただきたいということもありました。私たちもそのことについては、周防大島町だけを限定ターゲットにして言ってきたわけじゃなくて、県下全体の説明の中で私たちにも、周防大島町さんは合併して規模が大きくなったんだからという意見はありました。

しかしながら、それは周防大島町だけでなく、県下の全部の町村はいろいろな問題でいろいろな面でその話はあっていると思います。その中で、私たちも先ほどから申し上げましたような懸念を持ちながら、長いこと研修とか調査とかやっております。

そこで、この福祉事務所の権限移譲を受けるほうが少しでも町民の皆さん方のサービスの向上につながるのではないかと結論に達しましたので、今回この条例案を提案させていただくということになったわけでございます。

これまでの数年にわたりまして職員研修を、1年間または2年間にわたる職員研修もずっとさせていただきましたし、そのような人材のストックも大分できておりますので、これはスムーズに権限移譲が受けられるのではないかとこのように思っているところでございます。

もう1点の人件費の部分でございますが、これはまた担当部長課長のほうからも説明していただけたと思いますが、今のところ市がやっております福祉事務所と町が権限移譲で受ける福祉事務所では確かにもろもろ違う部分があります。

例えば、交付税での受け方も、普通交付税と特別交付税というようなことがあります。私たちもこれらのことにつきましては、できるだけ市と同じように普通交付税で算定してほしいということは常に申しております。

今回も、県への新年度の予算要望につきましても十分入れておりますが、今のところ周防大島町の設置する福祉事務所でありますので、特別交付税でというふうな形になっておるようでございます。ここら辺も、今もそうですが受けてからも十分ほかとの、特別交付税だから少ないとか普通交付税だから多いということはないと思いますが、しかしながら特別交付税の性格上やはり計算上なかなかつかみにくいということもありますので、ぜひとも計算でちゃんと目に見えるような形にさせていただきたいという要望はこれからもしていきたいと思っております。

議長（荒川 政義君） 広田議員。

議員（ 8 番 広田 清晴君 ） 実際的に来年 4 月 1 日に出発するということではありますが、いわゆる適正要員規模というのではないが、この部署について、例えば福祉事務設置に当たって定員を何人ぐらい、例えば現行で言えば今の福祉事務所、久賀にありますね、そこは一応 4 人体制でやりよりますと。

それで、それが基準になるのかどうなのか、やっぱり今から出発するまでにおいては妥当な数字は出していかにゃいけないのじゃないかちゅうんが私の質問の趣旨なんです。

その辺は今から計算していくんか、率直に言うて今既に、今現行運営している福祉事務所の定数ぐらいは少なくとも張りつけようと思っているのか、その点を聞きよるんです。答弁を求めたいというふうに思います。

議長（ 荒川 政義君 ） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（ 西村 利雄君 ） 職員の配置人数の件と伺いましたが、当然班が 1 つできます、できる予定でございます。班長 1 人とあとケースワーカー、これが一応 4 名程度は、今県を参考にして地域性等考慮いたしまして 4 名は必要でしょうと。あと会計とかありますんで、そういった人数が必要ではなからうかというふうに思っております。

それから、人件費の、先ほど町長が申しましたが詳細について申しますと、特別交付税と国庫の負担金こういうのが入ってまいります。それで歳出等考慮しますと、赤字ということにはならないというふうに我々は考えております。

以上です。

議長（ 荒川 政義君 ） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（ 荒川 政義君 ） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

お諮りします。質疑が終結しましたので、本案件については所管の民生常任委員会へ付託することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（ 荒川 政義君 ） 異議なしと認めます。よって、議案第 1 3 号を所管の民生常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 3 1 . 議案第 1 4 号

議長（ 荒川 政義君 ） 日程第 3 1、議案第 1 4 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（ 岡村 春雄君 ） 議案第 1 4 号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、

補足説明をいたします。

第177回国会においてスポーツ基本法が成立し、平成23年6月24日に平成23年法律第78号として公布されました。

この法律は、昭和36年に制定されたスポーツ振興法の全部を改正し、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であるとの考えに立った、新しい時代におけるスポーツの基本理念を定める法律であります。

このスポーツ基本法施行により、体育指導委員という名称がスポーツ推進委員と変更されることに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

なお附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第14号周防大島町報酬及び費用弁償条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32・議案第15号

議長（荒川 政義君） 日程第32、議案第15号周防大島町税条例等の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは議案第15号周防大島町税条例等の一部改正について、補足説明をいたします。

本議案の主な改正点としましては、1点目は寄附金税額控除の対象について、特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として都道府県又は市区町村が条例で定めるものを追加することとし、寄附金税額控除の適用下限額を2,000円に引き下げる。2点目としまして、地方税における罰則については、個人住民税等の脱税犯に係る懲役刑の

上限の引き上げ等の見直しとなっております。

本議案の改正内容につきましては、別途配布しております資料のとおり、おのこの改正本文の下段に説明内容を記載し、関係法令等の改正に伴う条、項ずれ、本改正に附随する附則の経過措置等につきましては、適宜説明の簡素化をさせていただいておりますので、この点につきましてもあわせて御確認御承諾のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは改正内容につきまして、新旧対照表により順次御説明させていただきます。

まず、39ページ上段になりますが、第26条第1項、町民税の納税管理人に係る不申告に関する過料の規定であります。これは過料の限度額を3万円から10万円に改正するものであります。

同じく39ページ、第34条の7の1項から41ページと同条第2項までありますが、これは寄附金税額控除に係る条文でありまして、寄附金税額控除の適用対象に特定非営利活動法人に対する寄附金のうち、住民の福祉の増進に寄与する寄附金として町が条例で定めるもの（特別の利益が寄附者に及ぶものを除く。）を追加するものであります。

この場合、町が条例で定める寄附金については町民税から税額控除するものであります。また、寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引き下げるというものであり、条例文につき、一部地方税法の該当条文を引用することによる条例の整理合理化となっております。

43ページ第36条の2は、第34条の7の改正による条文整理及び特定非営利活動法人に寄附した場合に寄附金税額控除を受けようとする者の申告義務の規定となっております。

44ページ中段になりますが、第36条の4第1項から第53条の10第1項は、町民税に係る不申告並びに退職所得申告書の不提出に関する過料の限度額の3万円から10万円への引き上げとなっております。

45ページ上段になりますが、第61条第9項以下は、このたびの地方税法改正に伴う項ずれによるものであります。

同ページ中段以降になりますが、第65条第1項から第88条第1項は、固定資産税の納税管理人、固定資産並びに軽自動車税に係る不申告等に関する過料の限度額を3万円から10万円への引き上げ、第100条の2は、たばこ税に係る不申告に関する過料の新設となっております。

第133条第1項は、特別土地保有税の納税管理人に係る不申告に関する過料の限度額を3万円から10万円への引き上げ、第139条の2は、特別土地保有税に係る不申告に関する過料の新設、第151条第1項は、入湯税の特別徴収義務者に係る帳簿記載の義務違反に係る過料となっております。

47ページ中段になりますが、附則第7条の4は、寄附金税額控除における特例控除額の特例であり、都道府県、市区町村に係る寄附金については、通常の寄附金税額控除に加えて、別途特

例控除が設けられております。このたびの改正は、一部地方税法の該当条文を引用することによる条文整理となっております。

48ページ下段の附則第8条第1項は「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の規定」であり、肉用牛の増産を推進するために行われている政策減税であって、一部地方税法の該当条文を引用することで条文整理を行い、免税対象飼育牛の売却頭数が年間1,500頭を超える場合には、その超える部分の所得について、免税対象から除外する見直しを行った上で、その適用期限を平成27年度まで延長するものであります。

50ページ上段になります。附則第10条の2第4項「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告」は、高齢者向け優良住宅の供給計画の認定に係る改正となっております。

同じく50ページ中段ですが、附則第16条の3第3項第2号以下「上場株式等に係る配当所得に係る町民税の課税の特例」、51ページ中段になりますが、附則第16条の4第3項第2号以下「土地の譲渡に係る事業所得等に係る町民税の課税の特例」、52ページ上段ですが、附則第17条第3項第2号以下「長期譲渡所得に係る個人の住民税の課税の特例」、同ページ下段になりますが、附則第18条第5項第2号以下「短期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例」、53ページ下段ですが、附則第19条第2項第2号以下「株式等に係る譲渡所得等に係る個人の町民税の課税の特例」、54ページ中段、附則第20条の2第2項第2号以下「先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例」、55ページ上段、附則第20条の4第2項第2号以下「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例」につきましては、寄附金税額控除の改正に伴う関係条項の読みかえによる改正となっております。

57ページの別表につきましては、第34条の7第1項の寄附金のうちから、県や近隣市町の動向を見ながら、今後どの団体を条例で指定するかを検討することといたしております。

58ページの「個人の町民税に関する経過措置」につきましては、第34条の7の改正による読みかえ及び上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率等の適用期間の延長による施行期間の改正となっております。

60ページ中段、第3条にかかる新旧対照表は、「非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得割計算の特例」について、上場株式等の配当・譲渡所得に係る軽減税率の適用期間の延長に伴う、施行期日及び適用年度の改正となっております。

以上、改正条文の本則部分につき御説明をいたしました。付随する附則事項につきましては、改正本文により、御説明したいと思います。

36ページの改正文をごらん願いたいと思います。

上段の第1条は、おのおの施行期日を規定したものととなっております。

下段の第2条は、寄附金税額控除に係る町民税に関する経過措置となっております。

37ページ中段になりますが、第3条は、高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税に関する経過措置となっております。

同じく37ページ下段の第4条は、改正附則の一部改正であり、寄附金税額控除に係る読みかえとなっております。

最下段の第5条は、罰則に関する経過措置となっております。

以上で、補足説明を終わります。何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 地方税法改正のときに、私は常に言っているわけなんです、国において、いろんな言い方をして抜本改正だとかいろいろ言っておりますが、実際、抜本改正するならば、私たちは証券優遇税制の部分は金持ち優遇税制というふうに言い続けております。今回終了すべき部分を2年間延長する。さらなる2年間延長するというのは、私は合理性がないというふうに考えております。やっぱり、ほとんど有利な部分、大きな部分がより得をするというのが証券優遇税制の特徴であります。それを2年間にわたり10%引き下げておくという部分については、同意はできないというふうに考えております。

以上の立場から反対を明確にしておきたいというふうに思います。

以上です。

議長（荒川 政義君） 次に、賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第15号周防大島町税条例等の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第33・議案第16号

議長（荒川 政義君） 日程第33、議案第16号周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第16号周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部改正について補足説明をいたします。

このたびの改正は、平成24年4月1日をもちまして周防大島町福祉事務所を開設するために、近日中に現在ケアプラザ内にあります地域包括支援センター等を橘庁舎に移設したいと考えておりますので、そのためにケアプラザ設置条例を一部改正し規定内容の整理をしようとするものであります。

まず、第1条中の位置の表示を本会議に提案しております「周防大島町福祉事務所設置条例案」第2条に規定しています「位置」の表示に合わせようとするものであります。

次に、改正前の設置条例第2条においては、ケアプラザ内の施設として周防大島町保健相談センター等の名称を列記し、第3条において当該施設が行う業務を規定しておりましたが、他の本町類似の施設設置条例と同様に、第2条においてケアプラザが行おうとする事業名を列記し、第3条において職員の設置を規定しようとするものです。これにより、条例・規則により重複して各施設の名称や設置目的・業務を規定することを避けようとするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 現行のケアプラザの状況は、かなり職員数、配置が多くて、実際的には新たに出発しようとする部分を入れると、より手狭になるというか、そういう状況が推測はできます。そういう中で、今、ここの条文でうたっとる部分、いわゆる一部を、現橘支所の2階に持っていくという考え方、橘支所の1階ですか、持っていくという考え方になつてれば、それに伴う移行、いわゆる人数面はかなりそちらに移動するということになるのか。今、実際的には、かなり多人数でケアプラザのほうにおられると。何人ぐらい移動するという考え方なのか、この条例改正によって、というところをちょっと答弁を求めておきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 西村健康福祉部長。

健康福祉部長（西村 利雄君） 現在のケアプラザに配置している職員ですが、健康増進課の健康づくり班、これ11名。それから福祉課が14名。それから介護保険課、これの介護予防班、4名です。それから地域包括支援センター、これが7名でございます。

このたび、橘庁舎1階のほうへ移動するのは11名、介護予防班と、それから地域包括支援セ

ンター。介護保険課が橘庁舎1階のほうへ移転いたしまして、介護保険課の事務の効率、執行をスムーズにするという考え方でございます。

以上です。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第16号周防大島町たちばなケアプラザ設置条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をいたします。3時半まで。

午後3時17分休憩

.....

午後3時29分再開

議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

・

日程第34・議案第17号

議長（荒川 政義君） 日程第34、議案第17号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第17号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、補足説明をいたします。

新旧対照表をごらん願います。

第6条は、公営住宅法第23条の規定に基づき、町営住宅等の入居者の資格要件について規定したのですが、その要件の一つの「同居親族があること」について、「老人等」は除外とされています。一般住宅については公営住宅法の適用外となっており、若年の単身者も入居を可能にするため、条例の規定に「住戸専用面積が40m²以下の一般住宅に入居しようとする者」を追加しようとするものであります。

住戸専用面積が40平方メートル以下の一般住宅には、大泊住宅33戸、庄南住宅4戸、西浦

住宅6戸、栄住宅8戸がありますが、今回の別表改正で一般住宅に追加しようとする「伊保田住宅」4戸を含めた、これらの一般住宅に若年の単身者の入居を可能にしようとするものであります。

別表は、設置している町営住宅等の名称及び設置場所等について規定したのですが、別表に町営住宅と一般住宅の区分を設け、同表に一般住宅として「伊保田住宅」4戸を追加しようとするものであります。

町営住宅と一般住宅の区分は、第6条への追加規定に関連して設けるものであります。

「伊保田住宅」は、旧東和町において平成9年度に「伊保田教職員住宅」として鉄筋コンクリートづくり二階建ての1号棟4戸と2号棟2戸の計6戸を建設したもので、平成20年度までは全戸に教職員が入居していましたが、平成21年3月に油田中学校が閉校になって以降、空き部屋がふえ、本年4月からは2号棟の二階部分1戸のみの入居となっており、今後入居する教職員が見込めない状況にあります。

この住宅は、1戸当たりの住戸専用面積が36.4平方メートルとあまり広くはありませんが、建物は新しくよい状態であり、簡単な補修とクリーニングを行えば、単身者または2人世帯用の一般住宅として活用でき、地元からの要望もあることから、このたび1号棟4戸を「伊保田住宅」として一般住宅に追加しようとするものであります。

2号棟2戸につきましては、当分の間、教職員住宅として存続させるものであり、この追加により、町営住宅等の総管理戸数は700戸となります。

なお、この住宅の入居者募集は11月の定期公募を予定しております。

附則として、この条例は平成23年11月1日から施行しようとするものであります。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第17号周防大島町営住宅及び一般住宅条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第35・議案第18号

議長（荒川 政義君） 日程第35、議案第18号財産の無償貸付けについてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第18号財産の無償貸付けについて、補足説明をいたします。

本案は、旧田布施農業高等学校大島分校の校舎及び跡地利用について、6月定例議会で御報告いたしました5団体等に、選に漏れ利用施設及び利用計画を再提出された1件を加えた、6団体等に地域振興の目的で土地及び建物の無償貸付けを行うにあたり、地方自治法第96条第1項第6号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

内訳を御説明いたしますので、議案第18号の参考資料をごらん願いたいと思います。

医療法人おかはら会に本館棟、特別教室棟及びポンプ受電室を医療・介護・福祉施設として、NPO法人周防大島ふるさとづくりのん太の会に実習棟、実習棟及び温室の一部を事務所、研修所、作業所、種苗・花卉生産施設等として、また、大島商船高等専門学校に実習棟の一部を事務所、商品開発、交流施設等として、また、周防大島元気村に実習棟及び温室の一部を園芸、作業施設等として、また、中谷氏に温室の一部及びボイラー室を農業特産物開発施設として、また、伊川氏に温室作業場を事務所、作業施設等として、建物及び底地を貸与しようとするものであります。

貸与期間は、建物の大規模な改修を必要とするおかはら会を10年間、その他の団体等を5年間としております。

なお、電気、水道といった維持管理に必要な経費は各団体等に負担していただくことにしております。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。尾元議員。

議員（10番 尾元 武君） 先ほど取りつけ道等をつけられるということで説明をいただいております。そういった中で、水道、電気のお話もありましたが、一番大きなおかはら会につきましても、しっかりとこれから投資されて、介護関係、福祉関係の事業の展開という運びになると思うんですが、無償貸与の中に何らかの契約書的なものを交わされるのではないかなと思うんですが、私がちょっと心配するのは、何か例えば不測の事態といいますか、災害等地震とか、そういった場合、無償貸与した建物自体、本体によっては大きな損傷があった場合とか、そういったときの後をどのような形で対処する運びであるのか、その部分が大きく心配するところであります。どのようにお考えなのか、説明をお聞きします。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 台風等で施設が破損した場合は、まず、施設には町が建物保険を掛けております。基本的には町が補修をいたしますが、ただ、施設を大規模改修されるおかはら会については、保険で対応できる範囲外の補修は、利用者の、いわゆるおかはら会のほうでお願いをしたいと思っています。

議長（荒川 政義君） いいですか。尾元議員。

議員（10番 尾元 武君） じゃ、ほかのところは、基本的にリフォームなしの利用という運びでしょうか。建物だけの貸与で、例えばボイラーとか、そういった部分も設置の状況がありますけど、そちらのほうは全部保険対応の形になるということでしょうか。

議長（荒川 政義君） 松本政策企画課長。

政策企画課長（松本 康男君） ボイラー室があるのが、温室のところにあるわけなんですけれども、利用者の方々との調整の中では、ボイラーは現在あるものについては、なかなか使いにくいということなので、一応、原則的には使わないという方向のようです。（「使わない」と呼ぶ者あり）はい。

議長（荒川 政義君） ほかに、広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 気にかかるので、ちょっと質疑をしちよきたいと思いますが、実際に、今、こうして無償貸与の条例が可決された場合であっても、今から例えば個々契約の中で一定の協定書等は結ばれていくんじゃないかと。その中で、いろんな面が、いわゆる付随して出てくる、発生するんじゃないかというふうに思っておったわけです。それじゃないんですか。例えば、今から先、議決としては、あくまでこの人たちに貸しますよと。その後の部分、それ以外の部分について関連する部分が出てきますから、当然、別個協定、個々協定の中で結んでいくんじゃないかというふうに思われますが、その点ちょっと確認だけしちよきたいと思います。

議長（荒川 政義君） 松本政策企画課長。

政策企画課長（松本 康男君） 契約書については大まかな部分ですので、先ほど申しあげました電気とか、そういった個別のところをどういうふうにしていくか、メーターを使って、個々の利用者の方に負担していただくとか、細かい部分については書いておりません。ですから、こういった部分については、協議を行いまして、細かい部分はこれから協定等でしていくという形になるかと思えます。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。小田議員。

議員（19番 小田 貞利君） 同じような内容になるんですが、結局、無償で貸与して、不慮の事故があった場合に、町が責任をとらないといけんというようなことだけは、最低限度避けなくちゃいけない。当然、そういった部分を契約書に盛り込んでやっていただきたいと思いますが、

いかがでしょうか。

議長（荒川 政義君） 椎木町長。

町長（椎木 巧君） 今回の田布施農高の跡地の利用、建物を含め、土地も含めてですが、町のほうに、町であれば譲渡すると、県のほうがです。それも無償で譲渡をするということになりましたので、それで町は譲渡を受ける限りは、後のちゃんと利用がなければ、町は譲渡を受けても、将来的に維持管理がかかるだけということになりますので、そのことについては、いろいろ協議をし、また、事前に利用者があるかどうかということにつきましても当たってまいりました。そして、ある程度利用者が、具体的な案を持っているということがわかりました。その中で、それじゃ特定のその方とするのではなくて、公募をしようということで、広報で公募をいたしました。

というようなことで、今の皆さん方が決定したわけですが、いずれにしましても、譲渡を受けた町は、当然、町有財産ということになっておりますし、10年間は、今度はさらにまた別の方に、一般の方に譲渡することは禁じられております。それですから、当然、町有財産として町の財産管理の中で保険を掛けるということになると思います。例えば、庁舎とか文化センターとかと同じような形で町有財産への保険を掛けます。だから、新しい利用者の方と契約を結びますが、その中では、当然、町が掛けておる保険の範囲内の補修はいたしますということは明確にしておきたいと思っております。

当然、今、おかはら会が特にそうなんです、大幅なりリニューアルをやって、学校とは全く違う施設につくりかえるわけですから、当然、大きな投資が必要になります。そこらあたりは非常にこの保険との取り合いが難しくなるんだろうと思いますが、当然、私たちだけではなくて、今度は私たちが掛ける保険者の側とも十分協議しまして、こういったときはどの程度までがこちらの持分になるかということは十分災害保険の保険者のほうとも協議をさせまして、その中で新しい契約を結びたいと思っております。

もう一点、あとの特に温室あたりというものにつきましては、災害、地震とか台風とかあると思いますが、そういう中でも、保険で賄える範囲はこっちでやりたい。ただ、保険で賄えない部分も当然出てくる場面もあると思いますが、そのことについては利用者の負担ということを明確にしておきたいと思っております。

この施設につきましては、今、ずっと話題になっております耐震性があるという施設であることによって、町のほうも譲渡を受けようということになりました。岡原先生のほうも、その耐震性がある建物であるからこそ、10年間の無償貸与を受けて、そしてリニューアルしようということになったんだろうと思っております。

そこら辺は十分注意を払って契約書に書き込みたいと思っております。

議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第 18 号財産の無償貸付けについて、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 36 . 議案第 19 号

議長（荒川 政義君） 日程第 36、議案第 19 号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） 議案第 19 号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項で準用される、同条第 1 項の規定に基づき、本議会の議決を求めるとでございます。

内訳について申し上げますと、まず、「産業の振興」の区分については、基盤整備の農業に係る事業として、団体営ため池等整備事業 3 地区を樋の口地区に変更し、単県農山漁村整備事業ため池 5 地区、戦略作物生産拡大関連基盤緊急整備事業及び周防大島町大島地区農産物加工施設整備事業を追加しようとするものでございます。

何とぞ慎重なる御審議の上、御議決賜りますよう、よろしく願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8 番 広田 清晴君） 今回、追加ということでそれぞれ出されております。それで、実際に周防大島町大島地区農産物加工施設整備事業、これについては既に補正に上がっておりますので、概算事業費等は出ておりますが、その他の部分でそれぞれ実際的に県が事業主体として行おうとする水路 460 メートル、それでため池 5 地区等について、概算事業費は当然追加であっても出ちよるとは思いますが、実際的にはどうなっているのか聞いておきたいというふうに思います。

議長（荒川 政義君） 嶋元産業建設部長。

産業建設部長（嶋元 則昭君） 金額的なものをちょっと用意しておりませんので、また後ほど回答させていただきます。

議長（荒川 政義君） 星出総務部長。

総務部長（星出 明君） 大変失礼しました。過疎計画で県との協議に出しております数字を申し上げます。

ため池5地区は1,000万円、それからその下の水路です。651万円と（「負担金」と呼ぶ者あり）負担金だそうです。濟いません。

議長（荒川 政義君） 後ほど資料を提出させます。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第19号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第37．議案第20号

議長（荒川 政義君） 日程第37、議案第20号平成22年度開作入川河川整備工事の請負変更契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第20号平成22年度開作入川河川整備工事の請負変更契約の締結について、補足説明をいたします。

本案は、平成23年3月25日にユタカ工業株式会社と契約を締結いたしました平成22年度開作入川河川整備工事の請負代金を増額する請負変更契約の締結について、議会の議決を求めるものでございます。

本工事は、21年度工事に続き379メートルの河川護岸の整備を行う内容となっております。当初は河床に盛土で仮設道路を施工しブロック積護岸を施工する計画でありましたが、河床に堆積していたヘドロの層が予想よりも厚く、軟弱地盤では仮設道路また、ブロック積工が施工できないため、ヘドロ層を全てしゅんせつし捨石を敷き詰め支持地盤をつくる工法に変更することに

より、原契約5,827万5,000円に634万2,000円を増額した6,461万7,000円で請負変更契約を締結しようとするものであります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。広田議員。

議員（8番 広田 清晴君） 今、副町長のほうが補足説明されました。中で気にかかるのが、当初からあそこはヘドロが厚くて、実際的にはこういう状況なんだというのは最初からわかちよることじゃないんでしょうか。私たちは、毎日実際的に通る地域で、それをコンサルに出すときでも、あその地盤がヘドロが堆積してから、実際的にはこうですよちゅうのは、当初の設計段階でわかることではないんでしょうかということなんです。それが今の段階で、設計変更と言われても、非常に判断が難しいというのが今議案なんです。ちょっと説明をしちよっていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

議長（荒川 政義君） 佐川建設課長。

建設課長（佐川 浩二君） 当初、設計の段階でボーリング調査をしております。それも3カ所、起点側と真ん中付近と終点側と一応3カ所ボーリングデータをもとに計画しておりますけれども、今回、このしゅんせつ部分もある程度の堆積土、ヘドロ層があるというのはわかっておりましたので、その部分は当初から入れております。ただ、実際に掘った場合に、その分余分にまた出てきたということが。ボーリングデータでは、ある程度の想定が出てますので、それ以上に想定外といいますか、以上に出てきたということで、設計変更になっております。

議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。

これから起立による採決を行います。議案第20号平成22年度開作入川河川整備工事の請負変更契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（荒川 政義君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

・

議長（荒川 政義君） 以上で本日の日程は全部議了しました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は明日 9 月 1 6 日金曜日午前 9 時 3 0 分から開きます。
事務局長（村田 雅典君） 御起立願います。一同、礼。

午後 3 時 55 分散会